

平成20年第4回（6月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 6月9日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第4号 定期監査結果の報告について	4
議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について	5
議会報告第7号 諸般の報告について	5
報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について	5
議案第44号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）	5
議案第45号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）	8
議案第46号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第47号 ふるさと出雲崎応援寄附条例制定について	11
議案第48号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第49号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第50号 柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について	15
議案第51号 柏崎地域土地開発公社定款の一部改正について	16
議案第52号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について	17
議案第53号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	17
議案第54号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	17
議案第55号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について	17
議案第56号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について 予算審査特別委員の選任	17 24

予算審査特別委員会の正副委員長の互選	2 5
農業委員推薦の件	2 5
散 会	2 5

第 2 日 6 月 1 1 日（水曜日）

議事日程	2 7
本日の会議に付した事件	2 7
出席議員	2 8
欠席議員	2 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 8
職務のため議場に出席した者の職氏名	2 8
開 議	2 9
一般質問	2 9
山 崎 信 義 議員	2 9
田 中 元 議員	3 4
宮 下 孝 幸 議員	4 1
田 辺 雅 巳 議員	4 7
散 会	5 4

第 3 日 6 月 1 3 日（金曜日）

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 6
欠席議員	5 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 6
開 議	5 7
議事日程の報告	5 7
議案第 4 6 号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 7
議案第 4 7 号 ふるさと出雲崎応援寄附条例制定について	5 7
議案第 4 8 号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について	5 7
議案第 5 0 号 柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について	5 7
請願第 5 号 へき地級地見直しに関する請願書について	5 7
請願第 6 号 30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について	5 7
議案第 4 9 号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	5 9

議案第 5 1 号	柏崎地域土地開発公社定款の一部改正について	5 9
議案第 5 2 号	平成 2 0 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 2 号）について	6 1
議案第 5 3 号	平成 2 0 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 1
議案第 5 4 号	平成 2 0 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	6 1
議案第 5 5 号	平成 2 0 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 1
議案第 5 6 号	平成 2 0 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 1
議案第 5 7 号	平成 2 0 年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について	6 3
発議第 4 号	へき地級地見直しに関する意見書について	6 4
発議第 5 号	3 0 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率 2 分の 1 復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について	6 5
議員派遣の件		6 6
委員会の閉会中継続調査の件		6 6
閉 会		6 6
署 名		6 7

平成20年第4回（6月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 5日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
6月 9日	月	本会議第1日目（招集日）
10日	火	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
11日	水	本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会
12日	木	休 会（議案調査）
13日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(6 月 9 日)

平成20年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年6月9日(月曜日)午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会報告第4号 定期監査結果の報告について
- 第4 議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について
- 第5 議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について
- 第6 議会報告第7号 諸般の報告について
- 第7 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 議案第44号 町長専決処分について(出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定)
- 第9 議案第45号 町長専決処分について(出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)
- 第10 議案第46号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第47号 ふるさと出雲崎応援寄附条例制定について
- 第12 議案第48号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第49号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第50号 柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第15 議案第51号 柏崎地域土地開発公社定款の一部改正について
- 第16 議案第52号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について
- 第17 議案第53号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第18 議案第54号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第19 議案第55号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第20 議案第56号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第21 農業委員推薦の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	9番	田中元
10番	中川正弘		

○欠席議員（1名）

8番 日山正雄

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから平成20年第4回出雲崎町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、日山正雄議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（中川正弘） 議会運営委員長から、6月3日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配りました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、小林泰三議員及び2番、田中政孝議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月13日までの5日間に決定しました。

◎議会報告第4号 定期監査結果の報告について

○議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第4号 定期監査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり定期監査結果について報告がありました。

◎議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について

○議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。

◎議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配りました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第7号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第6、議会報告第7号 諸般の報告を行います。

初めに、長岡地域広域行政組合議会について報告します。去る3月28日に長岡地域広域行政組合議会3月定例会が開催され、田中元議員とともに出席してまいりました。お手元に配りました報告書のとおり、平成20年度一般会計予算など議案3件が可決され、公平委員会委員の選任について同意されました。

次に、議員派遣の結果について報告します。お手元に配付しましたとおり、田中元議員から5月20日、21日に開催された第33回町村議会議長・副議長研修会について、また田辺雅巳議員から5月28日に開催された第29回町村議会広報研修会についてそれぞれ報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中川正弘） 日程第7、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

町長からお手元に配りましたとおり報告がありました。

◎議案第44号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例
制定）

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第44号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、本年4月30日付で専決処分を行いました。

改正の主なものとして、個人住民税では寄附金税制の拡充による地方公共団体に対する寄附金制度の見直し、いわゆる「ふるさと納税」の規定、さらに金融・証券税制の見直し、公的年金からの

特別徴収の制度創設などについてであります。

法人住民税では、公益法人制度改革に伴う規定の整備、また固定資産税では中越沖地震の特例の創設に係る規定の整備など、これらの措置を講ずるための一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第44号につきまして説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。改正の概要は、3月の全員協議会でお話しし、資料には新旧対照表をつけておりますので、お願いをいたします。

最初に、税条例の改正についてですが、（1）の税条例の改正、第10条及び（7）の第27条以下は公的年金からの特別徴収制度の創設に伴う規定を整備するものです。

（2）、第12条以下は、公益法人制度改革に伴い規定を整備するものです。

第22条の2及び25条の2は、寄附金税制の改正により、控除方式が所得控除から税額控除に改正されたことによる規定を整備するものです。

（5）、第22条の7、控除対象寄附金の拡大等及び地方公共団体に対する寄附金制度の見直し、いわゆる「ふるさと納税」の規定を整備するものです。

それから、先ほどの第10条関係の公的年金からの特別徴収、21年度から適用ということです。

次に2番です。同条例の附則に関してですが、（4）番、第6条の3は税源移譲による住宅ローン控除申告書提出に係る宥恕規定を追加したものです。

（7）、第9条の2から第9条の4は、一定の省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設に伴う規定の追加及び法附則の条ずれによるものです。

（8）の第9条の5、新潟県中越沖地震に係る固定資産税の特例が創設されたことにより、その適用を受けるための申告等を規定したものです。

（9）から（12）までは、金融・証券税制の規定をしたものです。

めくっていただきまして（16）は、第18条の6で、寄附金税制の改正により、控除方式が所得控除から税額控除に改正されたことによる規定を整備するものです。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） わからない部分がちょっとあるのですが、細かいことを聞いてもちょっと私はわかりませんので、後でまた町民課長にお聞きしたいと思っておりますが、とりあえずわかっている範囲でちょっと聞かせてもらいたいのですが、町民税、法人税ではなくて町民税のほうの関係で、住民負担が実質的に増えるのかどうか、そこら辺ちょっと聞かせていただけないかと思っております。

ですが、住民税、町民税が増えるかどうか。それだけちょっと聞かせてほしいのですが。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 税制改正によって特別に増えるとか減るとかということはないと思います。

先ほど言いましたように公的年金から今度また特別徴収がなるということです、21年度から。

よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） わかりました。

もう一つあったのですが、町独自の条例の変更みたいなものはないのですね。それだけもう一つ聞きたいと思います。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） これにつきましては、地方税法の一部改正等によるものだけで、町独自のものはありません。

よろしく願いします。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

◎議案第45号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例制定）

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第45号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第45号につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、本年4月30日付で専決処分を行いました。

改正は、後期高齢者医療制度の施行に係る規定の整備を行うもので、新たに後期高齢者支援金課税額を追加し、その算定基準を定めております。

保険税については、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行しても引き続き75歳未満の方が国民健康保険に加入の場合、一定期間従前と同程度の軽減措置が受けられるように、被用者保険加入者についても同様に75歳未満の旧被扶養者が新たに国民健康保険加入の場合、国民健康保険法第77条の保険料の減免規定により軽減を行うための所要措置を講ずるための一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第45号についてご説明をいたします。

今回の改正についてですが、後期高齢者医療制度の創設に係る整備を行うものです。資料の44ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

第3条、課税額については、後期高齢者支援金等課税額を追加し、算定額を定めております。第3条の第2項では、課税限度額です。基礎課税額は、「56万円」が「47万円」になります。第3項では、後期高齢者支援金等課税額は、新規のもので新たに12万円ということです。

めくっていただきまして、第6条の2、世帯平等割です。75歳以上で後期高齢者医療制度に移行し、引き続き75歳未満の被保険者が1人国保に残る場合は5年間は半額となる措置で、第2号の特定世帯がそれということです。以下、第6条の5、第11条も同じです。

続きまして、第6条の3、後期高齢者支援金等課税額の所得額ということですが、新規に規定分で、以下第6条の4、第6条の5、第11条も同じ後期高齢者支援金分を規定しております。ここでは課税方式を規定しておりまして、税額欄は空欄として、本算定のための税率改正であわせて規定しますので、よろしく願いをいたします。

めくっていただきまして、47ページをご覧ください。第11条は、国民保険税の減額です。これら

特定世帯について、世帯収入が変わらなければ4年間今までと同じ軽減が受けられるように規定しております。第1号は7割減額です。次のページです。第2号は5割減額です。第3号は2割減額です。

それから49ページ、第14条は国民健康保険税の減額です。第2項は、75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、その被扶養者が国保に加入する場合、2年間の減免を規定しております。この規定は、国民健康保険法第77条の規定により、市町村の判断としておりますが、既に厚生労働省で周知済みでありますので、同様に規定するものです。他に、規則、基準の改正をあわせて行っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中川正弘） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 町長の話今聞いていたのですが、町条例とのかかわりはありますよね。ちょっと聞かせてもらいたいのですが。町条例とのかかわりもありますよね。

それで、どっちになるのかわからない部分がちょっとあるのですが、これは条例の一部改正……。

○議長（中川正弘） 田辺議員、質問、質疑するときには自分で言うことをまとめてから言っていただけませんか。

○4番（田辺雅巳） いろいろ資料がちょっといっぱいありまして、時間がないものですから、課長あたりに聞いていないものですから、できればさっき議員控室で話したとおりに、協議できる時間をとっていただけるとありがたいと思っていたのですが、そういう点でさっきもちょっと述べました税条例と同じで、町民負担、国民健康保険税について負担が新たに生ずるのかどうか、そこら辺ちょっと確認したいのですが。その今説明された中で町民負担が増えるのかどうかということだけ。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 町民負担が増えるかどうかというのはちょっと今、先ほども言いましたように税率改正につきましてはこの後の議案でまた上程しておりますし、今回は地方税法等の一部改正に合わせて、先ほども言いましたように国民健康保険法の第77条の規定に合わせて、これは市町村判断ですが、旧の被用者保険のほうの扶養者、その方も当然として75歳未満であれば国民健康保険に入るようになるのですが、町独自でそれは規定をしているという、合わせて規定をさせていただいたということで、後期高齢者の制度に乗ってのものでありますので、町独自の判断は後者の国民健康保険法第77条の部分で、あとは変わりありません。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 町の判断もあるという話ですね。その結果が後で出ます案分率、そういうものに関連してくるわけですね。そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 当然議案第49号に上程しています今度は本算定のための税率ですので、それによって皆さんのところに今度は課税といたしますか、賦課をさせていただくということになりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 賦課ということは、基本的には増えるということなのですか。

○議長（中川正弘） 暫時休憩します。

（午前 9時43分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時55分）

○議長（中川正弘） 質疑を継続します。

ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

◎議案第46号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第10、議案第46号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第46号につきましてご説明申し上げます。

本年4月1日付で職種として社会福祉士を採用いたしましたので、給与条例の別表第2の級別職務分類表の1級、2級に社会福祉士を追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 町長の提案説明のとおりでございますが、3月31日の合格を待ちまして社会福祉士の採用を予定いたしましたが、資格取得によりまして4月1日付で採用しております。福祉分野の専門的な職種ということでの採用でございます。級別職務分類表に社会福祉士を追加するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第46号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第47号 ふるさと出雲崎応援寄附条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第11、議案第47号 ふるさと出雲崎応援寄附条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第47号につきましてご説明申し上げます。

ふるさと納税制度が盛り込まれた地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日公布されております。

議案第44号の町税条例の一部改正の専決処分におきましても説明させていただきましたが、この制度はふるさとを応援したいという納税者の方々の思いを実現するため、寄附金という形で地方公共団体に寄附した場合、個人住民税、所得税を一定限度まで控除する仕組みとなっております。そのため、本制度を将来とも円滑に行うために、本条例で寄附金対象事業を定め、またふるさと出雲崎応援基金を設置し、寄附金の使途の整理、管理を行うものであります。対象事業は、総合計画の

5本柱の基本方針に、環境保全、歴史資産の保存、その他を加え、7本立てといたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 町長の説明のとおりでございますが、若干の補足をさせていただきます。

条例制定の目的、第1条、対象事業、第2条、また寄附の申し込みから公表までの流れにつきましては、5月27日の全員協議会におきまして若干説明させていただきました。

第3条以降につきましては、寄附者が使途を指定できること、基金の設置、管理、基金の取り崩し、処分などにつきまして定めたものでございます。

この制度への取り組み経費といたしまして、また一般会計で補正予算で総務費、企画費におきまして予算補正をお願いしてございますが、厳しい自主財源の中で新たな歳入確保の制度というふうなことで、今後とも取り組んでまいりたいというようなことで、根拠となる、またこれを長続きさせるための条例制定、条例での管理というふうなことでよろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第47号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第48号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第12、議案第48号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第48号についてご説明を申し上げます。

この改正は、税の面から特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人の設立及び活動を支援するためのもので、県では県税の特例に関する条例を定めております。

当町では、当該法人につきまして収益事業を行っていない場合に限り町民税を課税免除としておりますが、これを県の規定に準じて、収益事業を行っていても設立後3年以内に終了する事業年度で益金が損金を超えない事業年度については課税免除の措置を規定する一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第48号について補足をさせていただきます。

町長の説明のとおりですが、県条例では新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例で規定しております。これに準じまして、当町の条例第13条の2に所要の規定を加えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんね。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） これちょっとお聞きしたいのですが、特定非営利活動法人というのは出雲崎町はどのくらいありますか。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 今ほど私確認しているのので1つだけだと思いますけれども。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 1つだということで、サプライさんということなのですが、実質的には支援だということで聞いておりますが、賦課に係ることはないですね。支援はあるけれども、賦課に係ることはないですね。税条例ですから、その辺ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 先ほど町長の提案理由の説明のとおりなのですが、益金が損金を超えていなければ、賦課を逆にしないというそういう支援ですので、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第48号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第49号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第13、議案第49号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第49号につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正は、基礎課税額、後期高齢者医療制度施行に係る後期高齢者支援金等課税額、介

護納付金課税額につきまして、被保険者の所得総額、被保険者数などの資料をもとに試算を行い、課税あん分率、軽減額の改正を行うものであります。

基礎課税額は、3月定例議会で資産割を除いた所得割、均等割、世帯平等割の3方式の議決をいただいておりますが、後期高齢者医療制度により、75歳以上は国民健康保険から抜けたことにより、被保険者数、賦課総額ともに減少し、新たに後期高齢者支援金が課税され、試算すると1人当たりの平均賦課額は昨年より相当高くなります。これは、制度改正によるところが大きく、本町は結果として緩和措置を講じさせていただきました。

次に、介護納付金課税額につきましては、試算を行った結果、賦課総額及び1人当たりの平均賦課額とも昨年より若干上がっております。また、改正内容につきましては、去る5月30日、国民健康保険運営協議会で審議をされ、委員全員のご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第49号についてご説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、前年度の運営予算に基づいて賦課総額を定めます。7月に本算定を行い、加入者の負担割合を決めますが、そのための課税あん分率の改正です。

資料の3ページの一部改正の概要をご覧くださいと思います。資料では上の段にあります基礎課税額、いわゆる医療分のあん分率の改正ですが、資産割がなくなっておりますので、応能割として所得割を50%、応益割として均等割、平等割が50%になるようにバランスのとれた賦課割合として、7割、5割、2割の軽減額等を勘案し、各あん分率を算定しております。限度超過額は、税制改正で「56万円」が「47万円」になっております。あん分率では、昨年と比較して所得割は「100分の7.08」が「100分の4.70」に、均等割は「2万1,300円」が「1万6,200円」に、平等割は「1万7,000円」が「1万1,600円」になります。これをもとに7割、5割、2割の均等割、平等割の減額を計算しますと、減額世帯割合は全体の47.9%になります。中ほどの基礎課税分の賦課総額、調定額ですが、5,473万9,000円で、前年度比で54.6%減となっております。

次に、後期高齢者支援金課税分のあん分率で、新規に規定するものです。限度超過額は12万円で、同様に本算定をいたしました。所得割が100分の2.48、均等割が7,400円、平等割が5,900円であります。一番下の賦課総額、調定額は2,634万6,000円になります。これを仮に1人当たりの試算額ということで、基礎課税額分と合算をしていきますと、前年度より若干高くなってしまいます。これは、制度改正の影響が大きく、不確定要素もありますので、当初予算では既に基金から繰り入れをしておりますが、このあん分率算出につきましても、先ほど町長の説明のとおりさらに緩和措置が必要ということで、賦課総額を落として計算をしております。また、後期高齢者医療制度創設により、個々の加入の75歳の方が後期高齢者に移行しても同じ世帯とする個々の被保険者の保険料が急に上

がらないように軽減する措置がとられております。これを特定世帯と言います。表中の平等割のあん分率は特定世帯以外の世帯で示しておりますが、特定世帯はこの半額ということになります。均等割については、第11条の減額規定で引き続き同様の措置が受けられるようにし、被用者保険に加入していただき、旧被扶養者についても第14条で引き続き減免措置が受けられるように規定をしております。

次のページ、介護納付金課税分ですが、対象は国民健康保険加入第2号被保険者、40歳から64歳の方です。前年度据え置きとしておりますが、昨年と比較して、あん分率で所得割は「100分の1.65」が「100分の1.99」に、均等割は「1万600円」が「1万2,600円」になります。限度超過額は前年度と変わりませんが、賦課総額、調定額は前年度比11.6%増となっております。

次の5ページは、低所得者の減額に関する事項の内容を示しております。改正条例により、新旧対照表のほうがわかりがよいと思いますので、59ページに戻って、改正する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第4条は、基礎課税額の所得割のあん分率の改正です。

第6条は、基礎課税額の均等割のあん分率の改正です。第6条の2は、基礎課税額の世帯平等割のあん分率の改正です。第6条の3は、後期高齢者支援金等課税額の所得割のあん分率の改正です。第6条の4は、後期高齢者支援金等課税額の均等割のあん分率の改正です。第6条の5は、後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割のあん分率の改正です。第6条の6は、介護納付金課税の所得割のあん分率の改正です。第6条の7は、介護納付金課税の均等割のあん分率の改正です。

第11条第1項は、減額割合の改正による7割、5割、2割減額の均等割、平等割の改正であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第49号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第50号 柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（中川正弘） 日程第14、議案第50号 柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号につきましてご説明申し上げます。

本町と柏崎市、刈羽村との公の施設の相互利用に関する協定につきましては、平成12年4月の協定から相互利用が可能となっており、平成17年4月の協定が最新のものとなっております。

このたびは、昨年の中越沖地震により、柏崎市市民会館が大きな被害を受け、本年3月に廃止されたこと、また柏崎市の平成17年5月の合併時に旧高柳町、旧西山町の施設に変更がなかったため、そのまま新市の施設として本協定に基づき合併後も継承しておりましたが、このたびあわせて協定の題名、構成市町村名、施設の名称、所在地の一部を変更するため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 町長の説明のとおりでございますが、直近の協定につきましては、今ほど町長のとおり、平成17年3月の議会におきまして議決いただきまして、その時点で小国町が協定から外れるというふうなことで、翌4月に新しく協定を結び直しております。その後17年5月1日の柏崎市の合併時、このときは西山町、高柳町が柏崎市への編入合併というふうなことで、すべて新市が引き継いだ形でとらえておりました。町長の説明のとおり、今回の柏崎市市民会館の廃止に合わせまして、現在の協定の表題自体から改正させていただきます。また今までの施設等の整理をさせていただくというふうなものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第50号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第51号 柏崎地域土地開発公社定款の一部改正について

○議長（中川正弘） 日程第15、議案第51号 柏崎地域土地開発公社定款の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されたことにより、定款の一部を改正するものであります。このため、公有地の拡大推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第51号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第52号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

議案第53号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第54号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第55号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第56号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第16、議案第52号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について、日程第17、議案第53号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第18、議案第54号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第19、議案第55号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第20、議案第56号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案5件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第52号から議案第56号までの各会計の補正予算につきまして一括ご説明申し上げます。

最初に、議案第52号の一般会計補正予算から申し上げます。歳出補正では、各款共通するものに4月の人事異動に伴う人件費の組替を計上しております。また、新規の制度の立ち上げ、復興イベント関係などに伴う時間外勤務手当が増えておりますので、追加計上しております。

それでは、歳出のうちの主な補正内容といたしましては、2款総務費、5目財産管理費で羽黒町地内の細長い町背後地の補修工事費を計上しました。7目企画費では、ふるさと納税関係の経費と大寺線のバス路線でふれあいの里入り口付近にバス停の要望があることから、バス会社への新設のバス停分の補助を計上いたしました。

3款民生費では、1項社会福祉費、1目国民健康保険事務費では、人事異動に伴う職員給与関係費、10目後期高齢者医療費では保険料納入通知書の郵送料分の繰出分を追加計上いたしました。

2項児童福祉費では、本年度中の対象者の追加が見込まれることから、「子は宝」支援金を追加いたしました。

4款衛生費では、1項保健衛生費、4目健康増進費では、特定健診対応のため、既存の住民健康管理システムの改修費の計上、5目環境衛生費では夏場の資源ごみの収集回数の追加のためのごみ処理委託料を追加計上いたしました。

2項衛生費では、支援世帯用のごみ袋引きかえの取り扱いとして、管理委託料を追加いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、国が本年度全国的に要請しております耕作放棄地調査、確認のための経費を計上いたしました。3目農業振興費では、立石生産組合から要望のありましたコンバイン導入に対する町補助の計上、5目農地費では県営中山間地の六郎女の採択が確実となりましたので、関係する委員報酬、換地委託料、県負担金を計上いたしました。

2項林業費では、21年度採択を目指しております林道船橋鉾ノ入線の計画概要書作成委託料、県単林業事業として柿木滝谷線、吉川滝谷線の舗装が採択となりましたので、関係費を計上いたしました。

7款商工費、3目観光費では、本年の良寛生誕250年を記念した特別番組での広告料の追加、羽黒町の第3駐車場の下がった部分の補修工事費を計上いたしました。また、船まつり行事の中止に伴う協賛会負担金の減、「夕風ドリー夢カーニバル」実行委員会設置に伴う負担金を新規計上いたしました。

8款土木費、3目道路新設改良費では、地震被害の取り残しで、交付金を受けての町道の復旧工事関係費を一緒に計上いたしました。

5項住宅費では、一般、災害公営住宅の敷地整備費の追加、また佐賀さん宅を今後町営住宅として使用するためのリフォーム経費を計上いたしました。

10款教育費、小学校費、中学校費では、準要保護の対象者の増による修学援助費を追加いたしました。5目保健体育費では、町民野球場のスコアボードの修繕を急遽既設予算の中で行いましたが、これに伴い施設修繕料を追加計上いたしました。

11款災害復旧費では、町単農業用施設災害復旧事業補助金を追加計上をいたしました。

歳入では、これらの歳出補正予算額に要する財源として、分担金、国、県支出金、繰越金、町債などを追加計上いたしました。これによりまして、補正予算総額は歳入歳出それぞれに1億1,346万4,000円を追加し、予算総額を32億7,476万9,000円といたしました。

次に、議案第53号 国保会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、議案第45号の専決処分のとおり、後期高齢者医療制度の施行に伴いまして、低所得者世帯への国保

税の減額、条例減免の適用など国保税の軽減措置を実施することになっております。これに伴いまして、徴収業務に係る電算システムの改修をする必要が生じたので、所要の経費を計上いたしました。歳入歳出それぞれ178万5,000円を追加し、予算総額を5億6,948万5,000円とするものでございます。なお、この補正予算につきましては、5月30日、国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいております。

次に、議案第54号 後期高齢者医療会計補正予算につきましてご説明申し上げます。本年4月から施行されました後期後継者医療制度の徴収事務につきましては、市町村が行うことになっておりますが、当初予算におきまして保険料の納入通知書等に係る郵送料の計上漏れがありましたもので、今後保険料の本算定後において納入通知書等の発送経費が必要となりますので、このたび所要の経費を計上させていただきたいというものであります。歳入歳出それぞれ37万1,000円を追加し、予算総額を7,237万1,000円とするものでございます。

次に、議案第55号 特生排会計補正予算につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、歳出では昨年の地震により浄化槽の破損したものの3基が新たに発見されましたので、取り替えに係る災害復旧工事費を計上し、また歳入にはこれに要する費用として浄化槽災害復旧費を計上いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額600万円を追加し、予算総額を2,600万円とするものであります。

最後に、議案第56号 下水道会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、歳出では久田浄化センターの汚水処理に係る6基の流入調整ゲートのうち1基が故障し、交換が必要となりましたので、この工事費を計上しました。また、歳入には、これに要する費用として前年度繰越金を追加計上いたしました。これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額500万を追加し、予算総額を2億5,530万円とするものであります。

以上、一般会計並びに4特別会計の補正予算につきましての概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第52号について。総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、151ページをお願いいたします。歳出からお願いいたします。まず、議会費からの人件費、時間外勤務手当関係につきましては、町長の説明のとおり4月の人事異動に伴うものでございまして、現在の実人員配置に置きかえての組み替え補正、また新規事業の実施に係る職員の時間外勤務手当等の追加を計上しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、152ページをお願いいたします。中ほどの役務費、産業医健康診断結果指導手数料についてでございます。職場の産業医につきましては、内藤先生がやめられてから長岡医師会をお願いしております。旧中之島町の佐伯内科医院の佐伯先生をお願いしてございます。毎月の健康相談のほ

かに健康診断の結果につきまして個々の結果確認をお願いしております、アドバイスをいただくための確認指導手数料というふうなことで計上してございます。

次に、財産管理費の海岸背後地補修工事でございます。羽黒町地内背後地、細長い背後地でございますが、管理上浮き石または飛び石等が歩道に、また側溝に大分出ております。職員で石を上げたりはいたり等はしておりますが、なかなか毎年のことでございますので、簡易な舗装というふうなことで補修をさせていただくというふうなことでございます。

企画費関係につきましては、ふるさと納税に係るものでございまして、納付書、払込票の印刷関係、あとホームページの作成、それと納税していただいた方々につきまして、天領の里、また良寛記念館への入館料等の優待の部分での使用料、それと19節補助金につきましては、先ほど町長の説明のとおり、ふれあいの里に入る県道でのT字路のどこでの大寺線へのバス停の新規設置というふうなことで、運行費補助に追加というふうなことで、バス停自体は大した設置には金額かかりませんが、バス会社のほうで路線すべてを録音し直すというふうなことで、新たなバス停できますとテープをつくり直さなければいけないというふうな部分でその部分へのまた補助というふうなものでございます。

それと積立金、ふるさと納税積み立てというふうなことで、歳出上では10万円基金への積み立てを当初で見ているというふうなものでございます。

続きまして、飛びまして155ページをお願いいたします。民生費関係でございますが、155ページ、繰出金、国民健康保険事業への繰出金、これは町長の説明のとおり人件費関係の繰り出しというふうなことでございます。

続いて、老人福祉費の印刷製本費追加でございます。これは、福祉タクシー券の印刷の追加というふうなものでございます。

後期高齢者医療費繰出金、これは町長の説明のとおり事務費関係の繰り出しの追加でございます。

続いて、156ページをお願いいたします。児童福祉費総務費、8節の報償費、「子は宝」支援金追加でございます。当初につきましては、第3子2人を見ておりましたが、現段階で第3子が3人、第4子が1人というふうな状況が見込まれております。さらに、今後考えられる予備1人というふうなことで追加の分をお願いしたいというふうなことでございます。

157ページ、4目の健康増進費、これにつきましては住民健康管理システム改修委託というふうなことで、特定健診分の電算のシステム改修というふうなことでございます。5目環境衛生費、13、委託料につきましては、まずは資源ごみの分別回収委託料追加、これにつきましては4月からスプレー缶、ライター、ガスボンベ、蛍光灯、乾電池、これは以前危険物だった、燃えないごみで取り扱う分が資源ごみというふうな4月からなっておりますが、これも分別してクリーンセンターのほうに持ち込まなければいけないというふうなことで分別委託料の部分を追加させてもらっているというふうなことでございます。あと資源ごみの処理委託料追加、これにつきましては8月資源ごみ

2回の収集を予定しておりましたが、やはり帰省客等増える時期というふうなことで4回に、2回追加させていただくという部分での追加補正でございます。

続いて、158ページお願いいたします。塵介処理費の指定袋作製・配達管理委託料、これにつきましては町長の説明のとおり支援世帯へのごみ袋の取り扱い分の委託料の追加というふうなものでございます。

それと、農業委員会費につきましては、これ町長の説明のとおり、耕作放棄地の現地確認事務関係費というふうなことで農業に対し計上してございます。159ページの3目農業振興費、町長の説明のとおり立石生産組合へのコンバインの4条刈り1台の補助に対するものでございます。50%補助というふうなことで、県単が採択となりましたので、町単独で50%補助というふうなことでしてございます。あと159ページ中ほど、報償費関係、これは県営中山間地域事業の六郎女地区の部分でございますが、換地関係の委員報償、また換地業務委託料、これにつきましては県委託金で全額をみております。あと19節県営中山間（六郎女地区）につきましては、これは県への負担金というふうなことで、工事につきましては事業費の15%県に納めることとなりますが、町が10%、地元から5%というふうなことで、これは歳入にもものっております。6目の改善センター費につきましては、これは八手改善センターの床下排水の修理というふうなことでございます。

続いて、160ページお願いいたします。林業振興費の委託料についてでございます。町長の説明のとおり、21年度事業採択を目指しております林道船橋鉾ノ入線の新規開設でございます。この概要書の作成を委託というふうなことで載せてございます。続いて工事請負、これは県単林道につきましては柿木滝谷線、吉川滝谷線が先行採択になりまして、アスファルト舗装というふうなことで今回追加してございます。それと林道補修工事、これは常楽寺線での横断概管の分の修繕1カ所というふうなことで町単で載せてございます。

続いて161ページ、観光費についてでございます。工事請負、羽黒町の第3駐車場の舗装につきましては、これは町長の説明のとおりでございます。それと、19節の補助金につきましては、これも町長の説明のとおりでございますが、良寛記念館の施設管理警備保障費補助金の追加というふうなことで、利用が伸び悩んでいる中で、記念館の方が伸び悩んでいる中で、町としての支援というふうなことで、今まで心月輪に対する警備保障につきましてはこれ25%の補助をしておりましたが、100%今回町のほうで補助で見るというふうなことで今回追加をしてございます。

続いて、162ページをお願いいたします。一番下の道路新設改良費でございます。これにつきましては、町長の説明のとおり災害の取り残しでございますが、10路線というふうなことで、歳入で交付金を充てております。55%補助の交付金を充てております。

続いて163ページ、河川費でございます。河川修繕料追加、これは常楽寺川と稲川地内の滝ヶ入川を町単修繕ということでございます。

続いて163ページ、住宅費、住宅管理費の火災保険料、これは寄附をいただきました佐賀邸の火災

保険料ということで新たな計上でございます。続いて、164ページについてでございます。工事請負費、これは町長の説明のとおりでございますが、一般、災害公営の敷地整備、これにつきましては歳入で国庫支出金で住宅交付金45%の補助でございますが、歳入で当てております。内部改修工事につきましては、これは町単独というふうなことでございます。

続きまして、飛んで167ページをお願いいたします。社会教育費の公民館費についてでございます。中ほどの需用費、物品修繕料追加、これは海岸公民館の滑り台、ブランコが大分さびで傷んでおりますので、修繕というふうなことで今回載せてございます。それと、海岸公民館でガスがま2台というふうなことで、1つは地震、また水害等で日赤奉仕団の方々が海岸公民館を使つての活動というふうなことで過去にもございました。そのときなかなか大きなガスがまがないというふうなことで以前から要望あったのですが、今回ガスがま、三条ダイキンのを2台海岸公民館のほうに用意させていただくというふうなことで、また緊急時にそこを中心にもた使えるような形で整備を図るものでございます。続いて、文化財保護費についてでございます。これは、滝谷の算額という額でございますが、町文化財の指定を受けたというふうなことで、その指定書に係るものを印刷したというふうなことで予算をしてございます。

体育施設の修繕料、これは町長の説明のとおりでございます。

続いて168ページ、町単の農業用施設災害復旧事業補助金というふうなことで、これは昨年の地震での追加でございますが、13件程度見込んでございます。

それと最後に、公共施設等災害復旧費の改善センター災害復旧工事でございますが、これも地震後の取り残しでございます西越農環センターの舗装のクラック、また床下排水の修繕というふうなことで工事費で上げてございます。

次に歳入、148ページをお願いいたします。歳入、分担金の関係につきましては、先ほど説明したとおり、これは町の負担として県に納めるのは15%でございますが、工事費につきましては地元から5%いただく部分を計上してございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金につきましてはでございます。地域住宅交付金については、これは一般、災害公営の先ほどの歳出であります敷地の整備の追加に充当するもので、歳入45%の補助率というふうなことでございます。道路交付金につきましては、10路線分の55%の補助率というふうなことでございます。

続いて、県単林道につきましては、県の補助事業で45%の補助金を見込んでおります。

続いて149ページ、災害復旧費県補助金につきましては、これは施越分というふうなことで、19年度にすべて事業を完了しておりますが、補助金につきましては翌年度交付という施越の制度の中で、農業用施設、農地災害復旧、この2つの事業につきましては、歳入だけ、補助金だけ受け入れるというふうなことで歳入だけの計上となっております。

続いて、委託金につきましては、中山間地域の関係の六郎女地区のこれ報償費委託料に充当する

分でございます。

それと、寄附金につきましては、ふるさと納税関係で10万円、それと夕風の橋の改修に少しでも役立てていただきたいというふうなことで、観光の關係に5万円の寄附をいただいておりますので、これは商工費の寄附金のほうでございます。

150ページ、繰越金についてでございます。5月末で出納閉鎖をしておりますが、実質収支残高につきましては1億600万円ちょっととなっております。今回当初予算で3,000万円の予算のせてございますので、追加で4,702万3,000円を追加してございます。

あと22款の町債につきましては、これは県営中山間の關係で町負担分の部分のすき間を埋めるための起債というふうなことで農林水産施設の災害復旧分の追加分の起債、あと改善センターの西越センターでの工事分の起債というふうなことで今回のせてございます。それで、町債につきましては、145ページに第2表、地方債補正で載せてございます。今ほどの町債の内容でございます。

続いて、169ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。169ページは、これは特別職の部分だけでございます、長等の方で共済費が5万円追加の分のものでございます。

続いて、170ページでございます。これは、一般職員の部分での給与関係費を総括を載せているものでございます。人事異動に伴うもの、新規制度、また新規のイベント関係等で時間外勤務手当が増えておりますが、今回追加計上をしております。

また、171ページはその内訳でございます。

172ページは、今の職員構成でございます。

173ページ、これにつきましては先ほど議案でお願いいたしましたが、職員分類表も載せてございますが、行政職の中で1級、2級に社会福祉士の職務というようなことで今回追加をさせていただく部分でございます。

次の174ページ、地方債の調書につきましては、第2表の変更のものを整理したものでございます。

以上補足させていただきましたが、総体で1億1,346万4,000円の追加というふうなことで、32億7,476万9,000円の最終的な補正予算額というふうな、補正予算後の金額というふうなことでございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（中川正弘） 次に、議案第53号について補足説明。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、国保特会の補正予算につきまして若干補足説明をさせていただきます。

特別会計の補正予算書の175ページお開きいただけますでしょうか。このたびの補正予算の歳出予算でございます。このたびの制度改正によりまして、2つの業務につきましても電算システムの改修が必要となります。1点目、総務管理費ということでございまして、こちらのほうにつきましては国保の加入者の資格データの項目等新たな項目を追加する必要があり、また情報の連携データ等

の作成に伴うシステムを改修する経費として21万円を追加させていただきたいというものでございます。

もう一つが徴税費の賦課徴収にかかわるものでございます。先ほどの専決処分等でこのたび国保税の軽減措置が幾つか実施されることになっております。その軽減措置に伴います賦課業務に係る電算システムの改修を行うという経費で157万5,000円でございます。

いずれもこの歳出に充てます歳入につきましては、一般会計からの繰入金で充てたいというものでございます。

以上です。

○議長（中川正弘） これで提案理由の説明を終わります。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第56号まで議案5件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号から議案第56号まで議案5件につきましては、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9名を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩いたします。

(午前10時42分)

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時43分)

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

予算審査特別委員長に田中政孝議員、副委員長に中野勝正議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（中川正弘） 議案第52号から議案第56号まで議案5件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

◎農業委員推薦の件

○議長（中川正弘） 日程第21、農業委員推薦の件を議題とします。

議会推薦の農業委員は1人となっております。議会推薦の農業委員に小林泰三議員を推薦したいと思えます。

地方自治法第117条の規定により、小林泰三議員の退場を求めます。

[1番 小林泰三議員退場]

○議長（中川正弘） お諮りします。

議会推薦の農業委員は小林泰三議員とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は小林泰三議員を推薦することに決定しました。

[1番 小林泰三議員着席]

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前10時45分)

第 2 号

(6 月 1 1 日)

平成20年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成20年6月11日(水曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 山 崎 信 義 議員

○議長（中川正弘） 最初に、5番、山崎信義議員。
○5番（山崎信義） おはようございます。よろしく申し上げます。

私は、防災対策について重点的にお伺いいたします。災害というのはいつも忘れたころにやってくるということで言われておりますが、ここ数年の状況を見ていますと、全く変わってきました。後で申し上げますが、日本全国で北から南まで大なり小なりの地震が発生しております。外国においても同様で、ミャンマーのサイクロン、それから中国の四川省の大地震、多種多様な形で地域が崩壊され、尊い命が失われております。昨年発生した中越沖地震の本格的な復旧作業、復興関係が我が町でも行われておりますが、原発を抱えている地域として各種調査がありました。その専門委員会での分析結果などを踏まえ、町長の所見を伺います。ただし、これは確定しているわけではございませんので、その辺踏まえて質問したいと思っておりますので、お願いいたします。

その中で、県の原発の安全管理に関する技術委員会の地震・地質小委員会が5月19日柏崎で行われましたけれども、その内容について新聞等で発表されておりますが、ご承知しておられますでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点目についてお答えをいたすわけでございますが、県の原発の安全管理に関する技術委員会、地震・地質小委員会での議論の内容ということでございますが、まずこの委員会につきましては柏崎刈羽原子力発電所の安全性をチェックする県の第三者機関となっておりますが、中越沖地震を受けまして県はこの委員会の強化を行いまして、総勢14人という委員構成になっております。また、今回の増強で特に原発に批判的な地質学者のご承知のとおり立石新大教授やいろいろな立場の専門家がかかわっております。ご質問の件の5月19日柏崎市で開催されましたところの技術委員会の地震・地質小委員会の議論、またその後の6月3日に開催されている小委員会でございます。

小委員会で議論されたという地震の原因と考えられますところの断層というものが特に注目をさ

れておるわけですが、既に16年の中越大地震、昨年の中越沖地震、5月の今お話のございました中国の四川省における大地震、これらは当然活断層がずれたということによるものということで、これは今さら申し上げることでございませぬが、5月20日に新聞報道されておりましたが、中越沖地震の震源断層につながる可能性がある原発沖のF—B断層から陸地側に別の活断層があるとの分析結果を発表された委員さんがおります。これは地震学の石橋神戸大名誉教授の発言であります。この断層がF—B断層一体で動くと、マグニチュード7.6から7.8程度の地震が起こるおそれがあるということでありませぬ。しかしまた、別の委員さんによりますと、震源の分析だけで活断層があるとは言い切れぬという反論もされておるといふことも報道されております。

6月3日の委員会におきましては、F—B断層については東京電力は延長34キロというように評価しておることに対しまして、50キロメートル以上という委員さんの意見、これは今先ほど申し上げました立石新潟大学教授の見解でございませぬ。これに対しまして、また疑問を出しておられる委員さんもあられるという、いろいろな意見が出ておるわけですが、

いずれにいたしましても専門的な立場で検討され、議論がされておるわけですが、議論の要旨につきましては新聞に掲載されており、私も専門家ではございませぬので、この新聞報道による今のご質問にお答えする以外にないというふうな状況の中でございませぬが、今まで東京電力は柏崎刈羽原発を中心にF—B断層ということに対しましては7つの活断層があると評価をしておりましたが、国の作業部会におきましてはこの断層につきましては佐渡島棚東縁部南断層、これが37キロと言われておりますし、F—B断層が30キロ、F—D断層が25キロ、高田沖断層が23キロ、角田・弥彦断層が54キロ、気比ノ宮断層が22キロ、片貝断層が14キロと。このうち新潟沖から小千谷市までの3つの活断層の長岡平野西縁断層帯について、同時に動けば先ほど申し上げましたようにマグニチュード8.1の大規模の地震を引き起こす可能性があるという意見も出ておるようであります。

いずれにいたしましてもこれらの問題につきましては、今後委員会で十分検討されることと思っておりますし、その推移を見守りながら私どもこの状況判断というものをしてまいらなければならないのではないかなというふうにお考えしております。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） 確定ではございませぬので、なかなか難しいのですけれども、私が一番心配しておるのは日本の国土全体ができた経緯から考えて、ユーラシア大陸の問題と太平洋からのその地盤の中で盛り上がってきたのが日本だというふうにおかれておるわけですが、その中で火山帯が全国に7つあるのですけれども、一々申し上げませぬが、その辺の絡みと現在の断層との絡みが出てきた関係で私もあえて質問をさせていただいているわけですが、

今たまたま町長は越佐海峡の関係の名前をおっしゃいましたが、佐渡島の棚東といいますか、それとF—Bと、佐渡島の南方とF—D、それから高田沖というのはこの近くにあるわけですが。図にかけるといいのですけれども、佐渡があるとすればここが出雲崎なのです。そうすると、ここに佐

渡の東縁がありますね、棚の。F—Bがこちらのほうにあると。そのちょっと上に佐渡南が走っている。向こう側に高田があり、F—Dもありますけれども、そういう形で海中のところにあるというのが想定されておるわけですし、確定まではしていないという、確定しなかったのは、いわゆる調査の方法がたまたま2月から3月にかけて行われたということで、日本海が荒れる時期でありましたので、本来は6本使って調査をする探査船の予定だったのですけれども、たまたまそういうことで1本しか探査できなかったということで、専門家も疑問視もされたというのはそこだと思います。私もそう思いますけれども、プロでありませぬので細かいことは申し上げませんが、平たく見てやっぱりきちんとした調査をやればまだはっきりした数字が出るだろうというふうに思います。

私は、問題なのは今話が出ましたけれども、F—Bの評価の仕方が今までと違ってちょっと内側に入っているのではないかということと、それが北のほうに延びて今50キロというふうに、断層の長さは50キロではないかと言われていることに対する私どもの注意の喚起が必要なだろうということ、それと佐渡島の東の棚のところですね、そこにずっと入っておるということが言われておりますので、私もふと思って、今までのうちの防災計画の中にそれが本当に入っていたのかなと疑問に思いました。

それと、今までの町民の考え方、私もそうですが、佐渡があるから津波は来ないという判断をしているわけですが、こういうことになってくると、例えばそこらでどちらでもいいのですけれども、ひとつボンとやられていることになれば、いや応なしに来るという想定をしなければならぬと思います。それでいきますと、今のままでいいかなということで総務課長に申し上げたのですが、そういう意味で注意を喚起したいということでお話をさせていただきました。

いろいろ火山帯の土地の形成の仕方、それから今の棚のあり方、断層のあり方、流れ見てきますと、これからまだ国のほうも調査はされるのでしようけれども、その辺を踏まえると非常に厳しい状態かなというふうに思います。町長は、今断層が北に延びているということに関して出雲崎が影響があると思うのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 技術的な、あるいは専門的なそういう見解は、私も断定的なものは言えませんが、確かに日本は地震列島と言われているわけですので、各所にいわゆる断層、あるいはユーラシアプレート、日本海プレートのせめぎ合いとか、いろいろ問題が今提起されておりますし、特にまた地震予知という問題に対しても、相当の確度の高いところでやろうというようなことで今検討が進められておるわけですが、私たちは今特に南海沖地震、東海地震というものは差し迫っているのではないかとということで非常に今学者も、あるいは関係者も常に緊張度を高めて検討しているわけですので、私たちもそういう意味で先ほど申し上げましたが、この地下をクモの巣のようにいつ地震、そういう地下の変格が起きても不思議ではない状況が生まれているわけですので、私たちも2回も地震災害に遭っているわけですので、専門的なそう

いう知識やそういうものについては、先ほど来から申し上げておりますが、学者の間でも相当見解の違いがあるのです。例えば断層とか長さとか、それをはかる、あるいはそういうものの斜度、傾斜度とかいろいろの問題が影響してくるのですね。だから、これは同一見解が出るとは思いません。いろいろの見解の相違というのは出てくると思うのですが、いずれにしても技術的な科学的な、あるいは地質学的な問題につきましても、私はやっぱり専門家に任せざるを得ないと。私たちは憶測で素人の段階で物を申すことはございません。あくまでもそれを注意深く見守りながら、しかし備えあれば憂いなしでございますので、そういう対応だけは地震防災組織を含めてしっかりと構築していかなければならない。

あるいは、今お話の出ました津波は来ないというような私たちは甘い見解ではございません。そのために海岸地区における避難所なり、あるいは訓練を通しながら、いつ仮に起きてもお互いの皆さんから注意を喚起してもらって、一たん緩急のときには速やかに避難してもらうというような体制をとっておりますので、その辺はひとつ今後ともさらに安全確保のためには努力してまいるといふ所存です。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） 私も何回も言っていますけれども、確定したことはないということだけは踏まえております。

それで、今言われた中で私が心配していた津波に対する特に海岸地域の対策、避難方法等々、避難所も含めてですが、やはりもう少し考える必要があるというふうに思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今町も皆様方をお願いをしまして、自主防災組織というものを立ち上げるべく努力いたしております。そのためには、今の状態でいいのかどうかと。言うなれば、要援護者といひましようか、特に災害時におけるひとり暮らしの老人の方々とか、あるいは身体に障害を持つの方々、そういうの方々に対してどう対処すべきか。今個人情報保護条例等がありまして、全く人身、人命を尊重するとしなければならない中においても、なおかつそういうものがネックになっているのです。しかし、私ははっきり申し上げる。そういうネックはどれだけ批判を受けようとも人命第一義でございます。そのためには、要援護者なりそういうものについてはしっかりと把握をして、そして嘱託員、あるいはまた民生委員の皆さん、消防団の皆さんとか、そういう方々に名簿を提供して、一たん緊急時には速やかにそういう最も弱者と言われるの方々に対する十分なる配慮をしていきたいというふうに考えておりますので、そのようにひとつご理解いただきます。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） おっしゃるとおりなのですが、自主防災組織、今各町内、区ごとに4万円ずつ資金なんか出してありますが、1つの方法としてこれは非常にいいことだと思います。それをきち

んと今度使ってその組織づくりとするということが大事なので、前にも私も言ったことあるのですが、組織ができていないためになかなか動けない。つくるにもなかなかメンバー構成が難しい。いつ起こるかわからないというところで、ただ囑託さんをお願いすればいいというわけにもいかないということで、非常に難しいことがあります。

今町長がおっしゃった私も町内では考えているのですけれども、実際に要援護をだれがどうするかということも含めてですが、うちの町内考えれば10名おられるのです、どうしてもしなければならぬというのが。これをその町内で共有していないと、民生委員さんがおられますけれども、共有していないとどう運んでいいかわからなくなってくるということで心配なのです。だから、そこをきちんとやるために組織をつくって、そして組織の中でどういう動きをするかということも含め、やっていかなければならぬというふうに思います。

今4万円のお話ですけれども、例えば長岡では最高のところは200万円出していますし、50万円もありますけれども、組織をつくって、そこに対する備品の整備ですね。例えば大きいものでいえば発電機もありますし、あるいは倉庫をつくったりとか、そういうもので設備を整えているというところもあります。今後そういう問題が出てくると思いますけれども、その辺はどうでしょうか。長岡のやり方等はいろいろあるのですけれども、私どもは4万円の中でこれからスタートするわけですが、スタートをすることも大事で、スタートしたら今度は人間の関係ですから、リーダー養成ですね、どういうことをしなければならぬかということは、それは行政で引っ張ってやらないとだめかなと私思うのですけれども、その辺町長どうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 共助関係の対応ですね、長岡市さんはどう対応されているかわかりませんが、私たちが先ほど申し上げましたように各集落に自主防災組織を立ち上げていただくということのまず基本に立ち至って、消防団なり皆さんを中核にひとつやってもらう。それでは、そういう防災組織ができた拠点どうするか。これは、私はそれぞれの集会所等が小さな集落でございますので、あるわけでございますので、その集会所に対してどうすべきか。これから皆さんともまたご相談申し上げていかなければならぬわけでございますが、緊急時における物資のストック等々もございませぬ。さらに、これは地震だけではないのです。火災もございませぬ。いろいろございませぬ。そういうことで、災害の火災対応には屋外にひとつ町は消火器を常備するとか、いろいろな対応の仕方があると思うのです。

だから、これはどこの市はどうしたからというのではなくて、出雲崎町の置かれている地理的な条件なり、あるいは部落の内容等々によりましてきめ細やかな対応をしながら事を進めるということの基本としよう。どこがやったからこうするというのではないのです。我々の町の実態の中で一番安全、安心が確保されて被害を最小限にいかにかいとめるか、これが第一です。そういう形で進めてまいります。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） おっしゃるとおりなのですが、基本的にはやっぱり自分たちの命は自分たちで守らなければいかぬわけですが、町独自で出雲崎らしく安全、安心を図るということで、それはごもつともです。そういう中で私が懸念しているのは、その組織がなかなかできづらいなという部分あるのではないかというふうに私も心配しているのですけれども、それは何なのかというと、若者が昼間いないことも原因ですし、それからいつ起こるかわからぬというのが原因でなかなか立てにくいのだろうとは思いますが、そんなことを言ったらいつまでもできないですから、いろいろ想定しながら考えるべき必要があると思います。

別に長岡だけでなく、発表されているのは柏崎であろうと見附であろうとあるわけですが、いろいろ山間地の中でどうするかという形で動いてもおられます。きょうはそこまで言いませんけれども、町長が言われたとおり出雲崎町らしく、この町の地形的に合ったそういう中できちんとした対応できるような組織づくり、それに対して行政がまた応援をするということだけきちんとしていただければ私それでいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 前段申し上げたとおりでございまして、こういう組織はなかなか町の意図とする目的と受け入れていただく地域、集落の皆さんのギャップがあるのです。だから、これを私たちも隗より始めよで、先ほど申し上げましたようにまず集落に4万円ずつ出しています。まず隗より始めでやってくださいとお願いする。最後は、皆さんも今あれでしょう、災害関連でおわかりでしょう。近所の底力です。近所の助け合いです。相互扶助です。それが基本です。そのものを皆さんからご理解いただくように、まずそこから始めていかなければならぬと思っています。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） おっしゃることはみんなわかっていますので、そのとおりなのですが、それが十分機能を果たせるようにということで私今申し上げているのですが、ご尽力いただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

◇ 田 中 元 議員

○議長（中川正弘） 次に、9番、田中議員。

○9番（田中 元） それでは、私は前回の質問とまた似たような質問にはなりますが、農業、水産業、林業関係の第1次産業のことについてご質問を申し上げたいと思います。

最初に申し上げたいのは、今回演歌歌手のジェロさんが出雲崎の歌を歌うことによって相当のインパクトが生じております。来町の折に出雲崎産のコシヒカリを汐風米と命名し、大々的に全国へ発信したわけでございます。現在神条地区に圃場を設定し、秋には直接その米をバインダーで刈る

のか手で刈るのかわかりませんが、刈って海岸の潮風に直接当てて乾燥して販売するという説明をいただきました。

そこで、それは結構なことなのですが、ブランド化が進んだ場合に、当然今のそのネックの中で同じ方法で消費の拡大につなげていくには無理があると思うのですが、無理というか、大変な苦勞が必要だと思うのです。今コンバインで刈って火力乾燥するか、あるいは農協のライスセンターに出すかの2つでやっておるわけですが、この辺も今の前段の説明でいる大きなネックがあるような場合にどういうふうにまず対応されるのか、そこからお聞きいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 以前の予算審査特別委員会でも答弁させていただいたわけですが、今回ジェロさんのかかわりの中で出雲崎米の汐風米をひとつまた宣伝的に取り上げ、進めてまいるわけですが、率直に申し上げまして、これをすべてをブランド米として売り込むというような考えはございません。当然やっぱり当町の米というものについては、大変な評価をいただいているわけですが。ご承知のようにこの19年産米につきましても、コシヒカリの1等米品質は県下で2番目です。その評価をいただいて、米の出荷もJAの倉庫から出荷される米はまず出雲崎の米が第1番目に要望があって出荷されるというようなことでございますので、この出雲崎米というものに対する農家の皆さんのご努力である程度それなりの評価をいただいております。

そういうものをさらに後押しをして、そういう出雲崎の中にもまたさらにこういう汐風米というような試みをいたしながら情報を全県下、全国に発信をして、改めて出雲崎の米というのはやはりおいしいのだ、またそれなりのいろいろ創意工夫を凝らして努力をされておるのだという姿勢をまず私は売り込むということにやはり意義、目的を持っております。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今町長がおっしゃったのは、前回の質問のときにもそういうお答えが出ておりますので、わからないわけではないのですが、実は神条が今の栽培の場所ですね。場所にかけてある看板にどう書いているかというのをまず申し上げます。農林水産省ガイドラインによる特別栽培米とまずは銘打っております。それから、その中に説明書きには、堆肥をすき込んだ田んぼで収穫された稲を日本海の潮風で乾燥させた自然の恵みあふれるこだわりの逸品で、皆様に安心してご提供できる安全かつ高品質でおいしい米と書いてあるのです。そのとおりなのです。ですが、これを一般の消費者の方が仮に見た場合に、同じ条件の米を欲しいと言われたときに当然私はネックが生じると思う。

それで、農林水産省のガイドラインというのは、前にもありますが、インターネットから引き出しますと、簡単に言いますと5割減減。要は従来の栽培方法に対して、肥料、農薬、そういうものを5割減じたものを特別栽培米として農産物として認定するというふうに書いてございます。そう

なると、今町長のおっしゃったこの中に書いてある潮風に当てない米も5割減減で特別栽培米になるはずですが、実際に消費者の皆さんはやはりこういう話が出てきますと、メディアの話の中からのジェロさんという有名演歌歌手になっています。きのうもテレビに出ていますからなおさらですが、そういうことを考えますと、やはりそういう命名したものが欲しいといった場合には、今度はこれは行政だけではなくて、やはり実際に米を売っている農家、あるいはJ Aもそれに対応していかなければならないと思いますが、この汐風米という命名の米はその後そういう場合にはどういうふうな扱いになるのですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） この問題は、長い間の田中議員さんのご質問がございますし、お答えをしているのですが、非常に議論がかみ合わない点があるなど私は思っております。そこで申し上げたいことは、確かに四角四面に議論を重ねることも大事ですが、今当町はこの8月は残念ながら荷捌所の関係等々におきまして船まつり花火大会をやめるのですが、1,000万円から数億円をかけて一夜にして夜空に大輪を咲かせる花火、一瞬でございます。しかし、それをこれはすばらしいから毎日やってくれと言ったって、これできるわけではございませんでしょう。あるいは、地域の一大イベントなりいろいろとやります。そのことをこれは評価、大変内容もいいからひとつどうだと、1年に3回も4回もやってくれないかと、これはできることではない。

私は、梅も桃もまず花を見れますね。そして、実をつけます。それを食します。そういう議論、議論の四角張った話ではなくて、また時にはつやのある色みのある考え方でいかなければならない。しかし、お答えになっておりませんが、申し上げますが、汐風米が欲しいということになりまして、これはそうですよ。酒屋にしましても、いろいろな企業にいたしましても、ブランドというのは限られるのです。これは限定品ですということですね。だから、これを全部つくってくれと、しかし価格との関係の中でこれについて幾ら金出してもいいからやってくれということになれば、これは生産者との関係の中で事はできるでしょう。ブランド米ですよ。あるいは、これは1つの特殊な方法によるいわゆる食するための米なのです。だから、これを私は出雲崎町としては限られた田んぼの中で栽培をして、それを潮風で乾燥した限定米ですということでしょうね。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 私の言うのは、はっきり言って汐風米が限定米なのだという事はいいのですが、ブランド化された場合においては限定米にもいろいろ出てくると思うのです。はっきり言って魚沼産米、みんな統一ではないけれども、魚沼産という1つの規格の中で既に名前はブランドになっているのです。それと同じような結果が出てくるのではないかと。だったら、私はその魚沼の米が決して全部同じではないけれども、魚沼米で通っているということになるのであれば、やはり今いうあそこに書いてある特別栽培米ですね。特栽培は現に今J Aが中心になって出雲崎既にそういうレートの米ができています。堆肥を入れて5割減減でやっている米は既につくられている。

ただ、この前の質問のときにも申し上げたのですが、実際にはJAでは組織の中で統一された見解の中でそれを特別にできないというような話の中になっているわけです。

そうすると、やはり農家はせっかく特裁米をつくっているような状況を持っていながら、そういう米では売れないという現実の姿がございます。きょう老人クラブの中にも農家の方いらっしゃいますから、多分自分でもそういう米つくっているとおっしゃる方いると思います。だけれども、それは農協一括購入で安くなっていると。だから、そこに行った場合に今特裁米だと言われ、それで限定商品だと今町長おっしゃいました。だけれども、潮風に当てないでも米の味は変わらないです、正直。これはあくまでも限定ですから特別な風を当ててるのですが、食味そのものは同じ米だと思うのです。その辺で、行政は名前を命名していったときに、それを私は出雲崎産米の特裁米として、やはり消費者ベースに乗せるような努力をする必要があるし、それは行政の責任だけではなくて、JA初め農家の責任もあると思います。その辺は、やはりせっかく出した名前で来たのならそういう方法を考えることはできないのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田中さんのおっしゃること理解はできるのですが、現実的な問題といたしまして今の農家の現状ですね、高齢化は進んでいる、そしていわゆる兼業農家がほとんどでございます。いわゆる大きな面積を経営をしている方々はほんの限られた方々になっているわけでございますので、おっしゃることはわかるのです。現実的にこのいわゆる農家の今の労働構成なり現状からいたしまして、そういうものを汐風米をさらに拡大をしてやれるということ自体は、私はもうできないと思っています。ちょっと最初の面積よりも拡大しているわけでござりますが、これが限度ではないかと思えます、汐風米。これを海岸地帯の潮風に当てて乾燥する。場所から労力からそういう観点からいたしまして、できるでしょうか。できると思われませんか。私は、いかにお願いをしてもできる可能性はないですよ。

だから、私は限られたブランド米として出雲崎の米はおいしい米をつくっていますと、堆肥をつくって植えて地力を生かして、そして安全、安心を確保した米をつくるべく努力しておいしい米をつくっています。その中に、なおかつこういう試みもしながらまた皆さんからご理解いただくべく行政としてのこれは1つのイベントですわね。限られたブランド米です。限定米です。そういうことでやっていると、さらに出雲崎の米に対して理解をしてくださいというアピールをする機会です。田中さんのおっしゃる気持ちはわかるのですが、現実的に特に私は素人ですが、田中さんも一生懸命やっておられますので、見解としてできるでしょうかね。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 私の言っているのはちょっとそこはかみ合わないと思うのです。私が言うのは、要はそれだけの米であるならば、ブランド米としての命名としての汐風米を利用して、今つくっている減減した今いうガイドラインの米をその名前を使っていくのは私は構わないと思うのですが、

その辺はどうですか。決して米をはぎにかけた汐風米だからそれを限定ではなくて、やはり出雲崎全体の米は汐風米と同じなら、やっぱり商品名で汐風米と使っても構わないのではないのですか。その辺はどうです。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今大問題になっておるのは産地偽装ですね。そうでしょう。看板に偽りありと、これは絶対できません。特に汐風米でしょう。潮風に乾わかせない、単なるコンバインで刈ってこれをライスセンターで乾燥したものを汐風米ですと売ったら、まさに産地表示に偽りありと、これは大問題です。できませんね。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） その辺でご理解の問題で、どうも今町長のお話ですから、議論かみ合わないで、これでやめます。私は、結論的に申し上げれば、そうであればそれはそれでいいのですが、やはり同じ米を同じようにして絶対に味の変わらぬものであったら別の方法でもやはり、今度逆に言えば行政だけではなく、民間、J Aを中心にした農家がそれに負けない米でもってやるのが1つの方法になっていくと思いますので、この辺についてはやめさせていただきます。

次いきます。そうなりますと、結果的に汐風米としての販売が前提ですから、次の質問はちょっとひっかかってはくるのですが、現在一部の農家の方がこれもおいでの方いらっしゃるんですが、J Aの旧営農施設のところで火曜日と土曜日に農産物の朝市販売を直販されています。やはり私は、限定とはいえそこにもそういうようなものを売らなければならないような時期が来るかもわかりません、たとえ限定であっても。そういう場合に、今のはあくまでも限定で本当の数限りある通販でしかないけれども、直販もしなければならなくなった場合、やはりそういう直販施設をそういう考え方の中でできた場合に行政として参入する考え方はありますか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 基本は、やはりやる気のある、例えば汐風米、先ほどのちょっと質問に戻るのですが、汐風米として売り込みたいということでやる方々が意欲的に取り組めるよう私たちは応援するにやぶさかではないということだけはちょっと申し落としておきましたので、申し添えさせていただきます。

今の田中議員さんのご質問も、一過性でただやるというのではなくて、やっぱり今言われる出雲崎のこだわりの農産物として、いわゆる消費者に好まれるものをつくって、そして直接販売なり、J Aを通して、あるいは朝市なりで売りたいというような意欲的に取り組まれるという姿勢を私たちはお聞かせいただくならば、行政として応援することにやぶさかではございません。ただし、やっぱりこれはJ A越後さんとうという大きな組織がございます。越後さんとうも合併をしながらいろんな問題もある大変厳しい中でございますが、この19年度決算におきましても1億円余の剰余金を出すごとく頑張っておるのですから、すべてを行政はやるのではないです。行政としてやるべきも

のは、生産者なり直接農業団体、そういう皆さんが全力を挙げていわゆる取り組みをされるその姿勢の中で、行政がさらにバックアップをして付加価値をつけ、さらにそれを倍加して農家の皆さんからも、よし頑張れば答えが出るというようなものであれば応援するにやぶさかではございません。その内容いかんでございます。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今力強いご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それで、今町長の答弁の中に一過性という問題が出てきたので、ちょっと関連になって大変恐縮しておるのですが、今の特裁米で神条でやっても、こういうものも一過性であってはならないし、これからやはりメディア、あるいは広く全国にアピールする場合は一過性であってはならないと思うのです。ですから、ちょっと議題から外れて申しわけないのですが、今回一生懸命になって出雲崎を売るために相当の努力をされて、演歌歌手のジェロさんを応援しながらやってきているメリットは相当出ています。その中で、この米が一番先にメインになって出ています。ですから、これは一過性であってはならないのですが、この一過性の問題がやはりことしこれで終わったから来年は次の方法ということはないのですよね。やっぱり継続して応援もするし、こういうもので出雲崎を売っていくという考え方なのです。そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 当然今回は初めての試みでございますので、その反響等を十分確かめて、それなりの評価をいただくなれば、私は継続的にやるべきだと思いますし、行政も全面的にバックアップしていくべきだと思います。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） それでは、最後の質問に移ります。

第1次産業の取り組みは町長以前から相当に力を入れていらっしゃいますので、これ以上言うことはないのかもわかりませんが、あえて申し上げたいと思うのは、農業を初め水産業、林業酪農が今後継者が少なく、生産品も低迷しております。特に米に関しては1万3,000円か4,000円だろうと。これがコシヒカリです。そういうような状況の中です。そこで、離職者が増す一方で行政も支援はされているのはわかるのですが、今まで以上の取り組みが必要と考えますが、その辺について第1次産業全体を通して町長、これからどのように取り組んで、住民、あるいは各職種の方にやっていかれるのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご質問のように、第1次産業における最も大きな危機的な状況を迎えておると私は考えています。ということは、何としても後継者難ということが一番大きなネックになっているのではなかろうかというふうに思っています。それにはやっぱり国を挙げて農業所得安定対策とか農地・水・環境保全対策等いろいろな政策を掲げてやっておるわけでございます

が、いかんせんやっぱり、今ちょっと若干流れは変わってきてまいっておりますが、1次産業における農産物価格等も低迷をしながら非常に苦戦をされておるといような状況でございます。特にまた漁業関係におきましても、燃料の高騰によりまして一斉休漁するとか、いろいろのことが言われておるわけでございますので、そういう観点からいたしましてもダメージは大きいと思っております。

米も最近のバイオテクノロジーによる燃料転換というようなことで、米、食用危機というものが叫ばれてまいりまして、きょうの田中さん新聞見られたかわかりませんが、政府米の昨年の米は引っ張りだこですね。しかも、平均1万8,000円ということですべて落札をしてですね、業者の要望にこたえられないと。1万8,000円ですよ。そういう記事がきょう出ていました。そういう意味で、流れは変わってきているのですよね。これこそ、また申し上げますが、一過性のものであってはならないわけですが、継続的にある程度米価が1万8,000円これ安定しておれば、規模拡大なり経営努力によってはある程度の農業というものの採算は私はとれると思うのです。

そういう意味で、いずれにいたしましても、林業にいたしましても幸い新潟県にとってブランド杉というものに対して県も相当バックアップして、相当の利用量は増えてきているといようなこともございます。だから、私たちも先ほど田中議員さんからもいろいろご意見が出ておるのですが、できるだけ行政として町も補正等でもお願いをしていますが、できる限り、きのう私は県のほうへ出まして県の皆さんにも申し上げた。県の財政の厳しさというものもあるし、県単事業も非常に縮小されておると。しかし、私たちは県単が縮小されたから皆さん我慢してくれとは言えませんが、そのことを行政が町ができるだけバックアップしているということも率直に私は申し上げてまいりましたが、そういう関係の中で全力を挙げて努力をしましてまいっておるわけでございますが、何とか先ほど来一連の田中議員さんのご質問でございますが、出雲崎、この限られた、しかも中山間地という厳しい状況の中でございますが、人づくりというものも大事でございます。

たまたま具体的になってきてまいっておりますのですが、北海道大学の工学部を出られた若手夫婦が子供さんを連れて出雲崎へ定住して農業をやりたいという申し出が今あるのです。そういうことについても、私たちできるだけ行政としてバックアップして、そういう方々が定着をしてある程度の見通しを立てていただく、また他からもおいでいただけるのではないかといようなことで、そのことを私ども努力いたしておるわけでございますが、やっぱり小さいことからしっかりと確かめながら、またそれに対する農家の方々なり漁業の皆さんからご理解いただけるように努力しながら、限られた方々になってくるかもわかりませんが、意欲的にまた取り組んで、そのことによって後継者ができるような、やっぱりそれが第1次産業に対する町の姿勢をさらにまた皆さんのご指導、ご理解いただいて強めていくべきではないかというふうに考えていますので、またいろいろお考えありましたら率直にまたお聞かせいただきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今町長の力強い答弁をいただきましたので、あれですが、結果的に今米価は乱高下していると、あるいは野菜もそう、それから結局ほかの食料品というのはみんなそうなのですね。そうなりますと、やはり自分のうちの経営が安定できないために離職者が増えるということなのです。これを一定できちんと、昔のようにこれだけあればこうなるのだというのがわかれば、離職者も出ないと思います。現に私どももそうだと思うのですが、うちで生活できないから、米だけでは食えないから、野菜だけでは食えないからおまえら、せがれでも都会へ行って稼げと、うちは今ここで生活できないよというような意識が私は一般の親にあるのだと思います。その辺からやっぱり行政も取り組んでいただきながら意識を改革していただかないと、後継者として育たない。中には、やはり20代、30代の方で父親の跡を継いで農業へ入ってきた方何人かおられます。

ですから、やっぱりそういうことを考えると、幾ら面積を増やしても価格が安ければだめだということの中で、これは町が決めることではございませんが、やはり行政が中心になって地域の市町村、ひいては県を動かし、国を動かして価格の安定化をはっきりやって、第1次産業につく人たちが安心して後継者がつくような社会に持っていかなければならないと思うのです。それも、やはり一つ一つ今町長が小さなことから始めなければならぬと、こう申されていまして、やはりそういう発信も行政として上のほうへ上げていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（中川正弘） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時17分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午前10時30分）

◇ 宮 下 孝 幸 議員

○議長（中川正弘） 7番、宮下孝幸議員。

○7番（宮下孝幸） それでは、私のほうから2点到りご質問申し上げます。よろしく願い申し上げます。

まず、1点目であります。街並整備事業についてということについてお伺いいたします。現在海岸地区において街並整備事業の一環といたしまして、町道海岸線の景観舗装が進められているところですが、私のささやかな知識の範疇で申し上げますと、あの手の舗装は骨材の粒子を大きくしたいいわゆる透水型舗装と呼ばれる形式のものであろうというふうには認識をいたしております。もちろん一般の黒い色のいわゆる黒色の透水型舗装とは異なり、アスファルトプラント、つまりアスファルトの工事用大きい通常のアスファルトを脱色したとき顔料を混入させ、注分量だけを都度生産するといういわば特注品であります。問題は、驚くことにその価格にありまして、私の調査に

よりますと、景観舗装と呼ばれているいわゆるカラー舗装は、その色によって単価に大きな開きはあるわけでありましたが、当町で施工されているあの手の淡い色は生産工程が3工程にも及び、大変複雑なため黒色の透水型舗装と比較をいたしましてもその施工単価が最も高価で、何と7倍にもなるというようなことであります。

今期20年度にあつて、当町の街並整備事業に対して事業費の2分の1に当たる4,270万円の国庫補助が既に交付をされているところでありますし、当町予算にあつても本事業に対しまして8,000万円以上の予算が組まれているわけでありまして。その中で進められておりますカラー舗装化、全国的にも大変珍しいと言われる妻入りの街並、縦長な妻入りの家屋がおおよそ1里もの長さで向かい合い、軒を連ねる海岸地区、北国街道として国の指定を受けた街並は大変希少価値の高い国家的、歴史的資産であると言つても過言ではありません。

当町におきましても、議会におき街並整備事業の採択要件の根幹となりました妻入りの街並であります。予算的にも高価なカラー舗装もおおむね3年から5年程度で色あせてしまい、先行して整備を試みた地域にあつては既に退色が進み、もともとの原色を識別することさえも不可能な状況となっております。

私は、試行錯誤の中、これまで努力を重ねてこられました担当当局に対しまして、決して苦言だけを申し上げているわけではありません。その努力に対し、素直に敬意を表すものであります。しかしまた一方で税をもってなす公共事業とは、その持っている目的に対する費用対効果というものを加味して行わねばならない。つまりまずもつて本事業にあつてなすべき本題は、空き地、空き家対策に英知を結集した妻入り住宅の保全、修景であるべきと考えるわけでありまして、いかがでありましょうか。

当局におかれましても、今現在紹介物件をあっせんする空き家バンクなる取り組みをされ、徐々にその成果も出始め、本年4月の段階で町全体で13件の問い合わせがあると聞いております。町は、今ジェロ効果も手伝つての上げ潮ムード、まさに当町にとりましては千載一遇のチャンスであるものと思われまふ。

そこで、私はこの空き地、空き家対策の一環といたしまして、土地、間口等の諸条件を精査し、所有者の特段のご理解のもとで格安購入や寄附などを募り、譲り受けた土地に妻入り型の町営住宅の建設などを試みてはとの私案を持っているわけでありまして。私がぜひ今ほど申し上げました事業発想は議会という時間的制約の関係からそれだけお話をいたしますと、ただ単に奇抜で大胆で、さらにまたむちゃで、あるいはまたややもすると誇大妄想的な発想にとられがちであります。あくまでも細部における細密な調整や検討を施した後、具体的な計画の上に成り立つこと、これは当然言うまでもありません。しかし、また一方でご提案の事業がもし具現化するとするならば、例えば所定年数を住み続け、その入居者が希望する場合、格安で家屋の転売をするなどの住み得条件を付加価値として添付するなど、さまざまなアイデアを駆使することにより、過疎化、高齢化に悩む海

岸地域への定住人口増加にも一翼の貢献ができるそのような将来的な可能性を秘めたご提案であります。

つまり大所高所の見地から出雲崎の将来をずっと展望したとき、税金投入までして築いたこの上げ潮ムードを決して一過性のブームとしてはならない。そんなときであればこそ、縦横無尽、大胆不敵とも思えるようなとっぴな発想を断じて机上の空論と呼んではならないわけであります。道路は景観上自然を思わせるようなきれいな色となって仕上がったが、大切な街並は歯の抜け落ちたような状態となった、これではまさに木を見て森を見ず、本末転倒であります。

ちなみに、一例を申し上げますが、道路の色は後づけで着色をする排水トップコートと呼ばれるような商品もあるわけでありまして、つまり言い換えれば必要であれば家並み対策の後にも施工は可能ということであります。

昨今の時代背景から行政もまた前例ありきのお役所的発想に終始せず、想像力を存分にかき立てていただき、大胆にして斬新な発想を持ち、町将来の大願成就を旨としてその業をなさねばならない、そんな時代であるものと私は考えているところであります。多年の工期と多額の予算、あるいはまた地権者交渉などを必要とする大変な難題ではありますが、投資をされた血税が小手先のつけ焼き刃とならないためにも、そろそろ本丸本陣に本気でメスを入れて、街並整備事業の根幹ともいふべき空き地、空き家対策に重点をシフトし、本事業の完結を目指すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員のご質問にお答えをするわけでございますが、今申し上げるまでもなく物の豊かさの中でお互いが安らぎを求め、日本らしい日本固有のよき伝統、あるいは原風景というものに対する期待、またそういうものに対するノスタルジアと申しましょうか、ものが生まれているというのが現実であろうかというふうに思っております。

今一連のご質問をいただいているわけでございますが、国交省のこの事業の採択された原点から若干お話し申し上げていきますと、これは平成17年の6月に国の景観法に基づきまして、各地で行われるさまざまな地域おこし、あるいは町づくりを支援する国のいろいろな補助メニューというものが出ておったわけでございますが、当町といたしましては街並景観整備事業、この事業採択をいただいたのは、平成の10年ころはまだまだ旧来の事業採択基準により人口の多いところ、あるいは交通量の多いところ、話題性の高い開発プロジェクトを展開することがないと、なかなかこの補助事業の採択対象にはならなかったという状況がございました。

今町が行っておりますところの街並景観整備事業の主軸は、いろいろなご批判、ご指摘をいただいているわけでございますが、透水舗装と側溝整備ということになっております。この事業を開始したきっかけの1つは、ご承知のように海岸地域の排水溝の問題とか、あるいは道路関係等々が非常に貧弱といいましょうか、問題もあり、この辺を何とか有利な補助事業で開始してまいりたいと

いうのがねらいであったわけでございます。

そのような中で、今町もこれを進めておるわけでございますが、今月の25日、町づくりの功労者として新潟県で新発田と出雲崎、国交省の大臣表彰を受ける。出雲崎妻入りの街並景観推進協議会、この皆さんが非常に長年をかけてソフト面での活動を活発に行っていたいただいておりますが、今申し上げましたそういうこともございまして、非常に側溝とか道路関係が問題点があるということでございましたので、まずは道路舗装、あるいは側溝整備というもののハードの面から開始したという経緯もございます。最終的に国の認可をいただいた平成23年度までの10年間の事業費の5億300万円、このうちの4億8,800万円はハード整備に充てるものとなっておりますが、確かに今宮下議員さんの専門的なお話がございましたが、高価なカラー舗装を行っておるわけでございますが、カラー舗装なり石畳舗装、最初は石畳舗装なども行ったわけでございますが、こういう整備事業でないと採択がいただけないという要因があったわけでございます。

そういう中で、私たちもおっしゃるようないろんな問題点は承知をしておるのですが、この辺のことも考慮しながら今指摘されたカラー舗装というようなことも行っているという点の事情もご理解いただきたいと思いますが、しかし今後におきましてもおっしゃいますように採択基準としてこういうものを取り上げなければならなかったという現実はございますが、やはり費用対効果、あるいは持続性の問題とか、いろいろ考えてみますと、カラー舗装ということも私ども進めながら若干の疑問点を持っておるということだけは事実でございます。今後の中で、今は非常に国の改革が進んでいるわけでございますので、補助事業こういう採択基準があるといえどもやっぱり費用対効果、財政の厳しい中でございますので、その辺のものも考慮しながら今後進めてまいらなければならぬのではなかろうかというふうに思っています。

まず、空き家、空き地関係につきましても、町も18年の10月から情報バンク等々を設立をいたしまして、広くまた皆様方からのご理解をいただくべく努力をしているわけでございますが、これまでに5件の登録と14件の問い合わせがありまして、1件が成立するというところでございます。街並の整備助成金事業も2件の利用があります。昨年は地震災害があったなどいたしまして、なかなか一朝一夕にはまいらないというところが現実でございます。

しかし、今の間もなくまた皆さん方にもご報告申し上げなければならないわけでございますが、最近やはりこの町からいわゆる都会に出られた方々で今回町にひとつ前に住んでいた土地を、あるいは建物を寄附をしたいというありがたい申し出も出てまいっております。それも案外条件のいい活用のしがいのある物件の寄附もいただくというようなことで、間もなくその辺のことも成立するであろうというふうに考えているところでございますし、またそういう積極的にご寄附をいただくということにつきましては、それなりに私ども受けてまいるのですが、今空家になっているものも町が何としてもお願いしたいというようなことで、所有者にお願いをして買い取って、そこに先ほどのような公営住宅を建てたらどうだというご発言もございますが、これもなかなか至難な問題

もごさいます。そういう申し出が続出した場合においては、財政としても対応できないわけでごさいますし、特に海岸地区におきましてはこの後のまたご質問にも関連するわけでごさいます。非常に土地の価格が高いというネックもごさいます。そういう点もごさいますので、非常に私たちも苦慮はしておりますが、やはり今ご発言のごさいましたようにできるだけ所有者の意向も確かめながら、あるいはそういう方々のご協力をいただいてこの空き家対策、あるいは空き地対策というものを進めてまいらなければならぬと思っております。

しかし、私は常に申し上げているのですが、これ行政が主導的にやってもなかなか解決できないのです。先ほど山崎議員さんのご質問に答えたように、近所のいわゆる今町に住んでいる皆さんが私はそれ常に申し上げておると。担当に申し上げておるのですが、近所に住んでいる皆さんが積極的に情報提供なり、あるいは介添えをしていただいでやっていかないと、行政が進めてもうまくいかないのです。私は、それを常に口酸っぱく言っているのです。できたら町内なり地域の近くの皆さんがこういう空き家があるが、どうだというようなことで、長いつき合いもごさいますので、そういう方々からお声かけをしていただいで、その上でまた皆さんのお力をかりて行政が介添えをしながらそういう成立、物件等々の売買になるのでしょうか、いろいろのことを要件もたくさんあると思いますが、成立するその過程を求めていかないとなかなか無理です。行政が今空き家、空き地バンクをつくっておるのですが、これも限られるのです。やはり近くの皆さんのお力添え、これが大事だと思うのです。

だから、今宮下議員のおっしゃることも当然でござさいますので、その辺のことも十分念頭に入れながら、今後またひとつ皆さんと協議しながら進めてまいらなければならぬというふうに思っております。

○議長（中川正弘） 7番、宮下議員。

○7番（宮下孝幸） なかなか難しい問題も当然あるわけでありまして、当町だけで判断のできないこと多々あるかと思っております。しかし、また既にご存じのとおりなかなか歯どめのかからない雪崩現象的な状況というものが、家並みの解体というものが昨今怒濤のごとく見られるわけでありまして、何とかしてせつかくあるものに対して、先ほど言いました町営住宅の一案に対しても1つのモデルケースとして示していくことにより、いわゆるリフォーム時にそれに見合ったような形で皆さんがリフォームを考えていけるような、そういった道筋、助言的要素を持って市が手助けをしていくという方向でないと、先ほど山崎議員お話ありました大変高齢化が進んでおりまして、自発的にやっぱりそこに参画してという意識はなかなか根づいていかないということでもありますので、どうかひとつ今後におきまして、町長3月議会におかれて所信の中で、失うものはもう何もないと、この1期にかけて最後の総仕上げをするのだという決意を述べられたわけでありまして、ぜひ今後またご期待申し上げておりますし、ささやかであります。また私のほうもご助言、あるいはまた額に汗することがあればお手伝いをさせていただくというつもりでありますので、どうかひとつ前向

きにご検討いただきたいということをお願い申し上げまして、次の質問にまいります。

それでは、2番目であります。町道の件についてお伺いいたすわけではありますが、認定をされた町道の通行規制ということについてお伺いいたします。2月の臨時議会におきまして承認をされました尼瀬諏訪本町地内の町道、つまり佐藤悦郎様宅脇の町道の件ではありますが、地域住民にとりまして悲願達成というところであり、大変喜ばしい限りであると考えているところでもあります。

本道路は、海岸バイパス、いわゆる国道352号線と街並の中心部を貫く生活道路、町道海岸線を結ぶ連絡道路として、あるいはまた緊急避難道路としてその果たすべき役割に大なる期待が寄せられるところではありますが、しかしまた一方で近隣の住民の皆様から町道認定を喜ぶ反面、整備開通後の運用に一抹の不安の声も聞こえているところでもあります。要約いたしますと、整備開通に伴い、国道と町道を行き交う頻繁な交通量増加により、事故、騒音、あるいはまた振動といったいわゆる交通公害への懸念が不安材料となっているようでありまして、確かに裏手には当町観光名所であります天領の里を抱え、夏ともなれば多数の観光客でにぎわう中、時折は他県、町外の車両に加え、深夜でも爆音をまき散らし、我が物顔に走るバイク集団なるものがしばしば出現もいたしております。あの幅員から考えまして、大型車両の通行は極めて難しいというふうに思うわけではありますが、そのようなよからぬ者たちによりまくら元を頻繁に昼夜の区別なく車が通り過ぎるようなことがありますと、地域住民の不安もいかばかりかと想像するにかたくないところでもあります。

そこで、私は行政としまして町外車両の通行を規制するとか、あるいはまた時折時間帯において通行規制するとか、何らかの通行規制を検討して住民の不安を払拭し、なおかつ安全、安心を守るべきではないかと、そのように考えているわけではありますが、町長、お考えいかがでありますか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員さんの町道諏訪本町線についてということであると思うわけですが、本年2月皆さんのご理解を得て臨時議会後に土地の取得を完了しております。天領の里の正面から真っすぐ街並に通ずる大変好条件に位置した場所でございますので、有効に活用したいということで考えているわけですが、これはやっぱり道路として活用したいというふうに考えています。

この整備につきましても、担当建設課だけではなくて、先ほど来からお話に出ております街並整備協議会等々の皆さんの、また地元の諏訪本町の皆さんのご意見を聞きながら、これについての対応をしてまいりたいというふうに考えています。

この道路に道路整備をするのですが、この土地は幅員関係から一般車両の通行というのは、これはちょっと無理だと思うのです。やはりご指摘のように常に歩行者とか自転車とかこれに利用制限をし、住民の皆さんの日常生活の通行道路、あるいは観光客の街並散策道路、散策をするためのそこに通ずる道路というような考え方で、案内マップやおもしろ看板などを掲示しながら有効に観光

を主体にしたもので考えていきたい。ただし、一たん緊急事態が発生したときは、一般車両の通行も可とするような方法でこの整備をしまいたいというふうに思っておるわけでございますし、大体ご趣旨のような形の中でこの道路については整備をしながら活用してまいりたいというふうに今のところ考えています。申し上げましたように、またひとつ皆さんのご意見も聞きながら最終的にまとめて、よりよい活用方法を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 7番、宮下議員。

○7番（宮下孝幸） 趣旨に沿ってというお答えでありまして、大変ありがとうございました。本当に私もすぐ天領の近くにおるわけでありますが、夜中の11時、12時爆竹を鳴らしながら天領の駐車場をキーキー、キーキーキーっというような音が頻繁に聞こえる状況、いわゆる道路開通することに大変な不安視された方々というのはたくさんいらっしゃって、今町長明確にお答えいただきましたので、これまた1つの安心かなというふうに考えております。

先ほど来からお話を申し上げております本当に町長も最後の決意を持って臨まれた最後の1期であろうというふうに思いますので、ぜひご支援を申し上げますし、苦言も申し上げますが、ともに手を携えて同じ方向を向いてひとつ町発展のために頑張ってくださいと。そしてまた、いかにせん頑健なお体であります、私の親のような年でありますから、健康にだけは留意されて活躍をお祈り申し上げます。

以上、質問を終わります。

◇ 田 辺 雅 巳 議 員

○議長（中川正弘） 次に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳） 私は、3月議会で町長の政治姿勢についてお尋ねしました。質問に丁寧過ぎる、答弁いただいたのですが、私からいえば大事な核心部分が答弁されていないというふうに思いました。私の質問の趣旨が悪かったのか、時間が少なくて私も考える時間がなかったのか、そこら辺もありますが、そういうことで補足もありますが、再度お聞きしたいと思います。

小泉、安倍政権が進めた新自由主義の暴走のもとで、貧困と格差の拡大を背景に町民の生活が大変の声があると申し述べました。当然石油も値上がりし、物価も上がっている状況の中です。国の施策によって町民負担が行われた場合に、町ではいかにその施策で町民独自の福祉増進を図るかであり、全体的な町独自の福祉の増進を聞いてはおりません。全体的からいえば町長は頑張っているほうだと思いますが、しかし残念ながら私の聞いているところではありません。国の施策ですから、正しいから行政が行っているのか、仕方がないから別に町の独自の施策を補っているのか、それとも国に意見したり、町独自で国による町民負担を軽減するのか、行政サービスを行うのかをお聞きしたい。

その例が後期高齢者医療制度の問題であります。後期高齢者医療制度では粗悪医療の問題、払え

ない人たちの保険証取り上げ、それと年金世帯への天引き、これについて医療制度改革が行われておりますが、その点について町独自に施策、福祉の増進ということがあり得るのかどうか。その問題についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） まず、田辺議員さんの基本的な問題から申し上げますと、国と地方自治体との役割分担ということにつきましては、地方自治法におきまして国は国家の存立にかかわる事務、あるいは全国的規模、視点で行わなければならない施策及び事業を行うと。地方自治体は、地域の行政を自主的かつ総合的に広く行うということになっており、国と地方がそれぞれの役割の中で効率的な行政運営を図りながら地方自治体の自主性及び自立性を発揮していかなければならないということがまず基本です。

今田辺議員が例に挙げられました後期高齢者医療制度、これ大変今問題が出ておるわけでございますが、これはやっぱり基本的には全国的規模、視点で行うことが必要であることから、医療の給付を行うための制度を高齢者の医療の確保に関する法律としてまず国が定めたものであるという基本的な観点がございます。同法では、保険料一部負担の減免等広域連合が条例で定めて県下統一の基準で行うことになっておりまして、市町村が独自に基準を設けて軽減措置をするということはまず今のところは許されておらないということが現実でございます。町独自の施策事業といえども法令の定めるものを超えて実施することはできないというのは、今現実であるということをもまずご理解いただいきたいと思います。

同制度の見直しにつきましては、現在国においても論議をされておるわけでございますので、地方自治体に影響を及ぼす国の施策等に関しましては、私たちがそれぞれの機関を通しながら全国町村会、あるいはいろんな地方六団体等々の立場から内閣に対する意見具申ということを担当されておりますので、これらの組織を通しながら今問題になっておりますようなことにつきましても、よりその趣旨が目的が十分生かされ、なおかつ患者さんの皆さんから歓迎されるような制度としていろいろ手直しも行われると思いますが、努力してまいらなければならないというふうに思っております。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 確かに法律で決められた基準があります。しかし、津南町ではいわゆる葬祭費ですか、8万円そのままになって町で独自で、普通は町は5万円ですが、津南町は8万円というふうになっているわけですね。ところが、全体的から見れば2市町村ですか、それぐらいしかありません。ほとんどあとは5万円という状況ですが、それでも継続してその町はやっているわけです、法律で基準はあるとしても。それと、ほかにも町でそれを、基準はあるけれども、それを何とかできないのかどうかということも含めて検討する必要があるのではないかとこのように思っているのですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 確かに葬祭費等に関しましては、今まで出雲崎町は国保におきましては10万円差し上げておったわけです。後期高齢者医療制度の発足によりまして、これを5万円というようなことになっておりますので、この辺も実は私たちがいかに対処するか、いかに処遇すべきかを十分検討いたしました。結論的には、高齢者の方々の状況における5万円というものはある程度制圧づけられている以上は、国保も5万円ということにしようということできさせていただきました。しかし、断片的に一つ一つを取り上げますと、そういう他と比較した場合にはいろいろ問題点が出てきますが、要は総合的にその被保険者が最終的にはトータル的にどういうメリットがあるか、ないかということが問題なのです。

国保の問題については若干の増減があるのですが、総合的に保険料なりいろんな問題についてどうあるべきか、これにつきましては国保においてもこの後でまたご審議をいただくわけですが、20年度におきましても非常に医療費が高騰しておりますし、しかしその中において町は常に申し上げる独自のいわゆる支援策を講じながら、国保税が非常に他の市町村に比較すると下がっており。これはなぜ下がっておるかという、やっぱり町としてある程度国保運営基金等から若干の繰り入れをしながら、できるだけ被保険者の負担を少なくしているというようなこともございますから、1つのことを取り上げて、先ほどちょっと私に言われたのですが、木を見て森を見ずというようなことではないのです。常に森を見ているわけです。そういう中における発想で事を進めておることがございますので、一つ一つを取り上げれば1つの点については若干劣っても1つの点はまわっていると。しかし、総合的にそこに加入されている皆さんが保険料の問題等はどうかというのが結論なのです。

何もかにもというわけにいかないのです。若干の増減はあろうとも高負担、あるいはいろいろな意味でご迷惑をおかけすると思いますが、総合的に考えたときに他と比較してどうなるかとなった場合には、出雲崎の国保料は非常に下がっておりということが言えるということをご理解をいただきたい。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 前回は森を見て木を見るというお話されました。知っているのです。社会状況が今そういう状況だから、生活が大変だという声が出ているのです。それを救うのが、国ではどうしようもないから町で独自に施策をやってほしいということなので、それを要望しておきたいと思えます。

町長答弁はまだほかにありますので、2番目にいきたいと思えます。私は、人が住み、購買力を高めるために企業誘致について町長の考えをお聞きしたいというふうに思っています。私は、本来からいけば企業誘致について快い気持ちは持っておりません。しかし、本町においては事情が違います。若い人が働く場所、将来働く場が欲しいという人たちが出てくるかもしれないというふうに、

要は人を増やす、人が住み、購買力を高める必要があると思っていますからであります。そういう点で企業誘致については仕方なく、やったほうが町のためにはなるというふうに私は考えたのであります。

しかし、企業誘致について一定の私の条件はあります。それは、働く人たちの労働条件、これを確保すること、派遣労働者ではなく正規労働者を確保すること。また、県、町の補助金を当てにしないことなど、企業努力で行ってもらい必要があると思います。今そんな企業はないかと思われませんが、まちおこしの町長の思いが伝われば企業はこたえてくれるのではないかと、私はそういうふうに思っておりますが、町長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今田辺さんのおっしゃるように県におきまして、また我々町におきましても、自治体におきましても大きな問題は、合計特殊出生率は若干は改善をされてきたけれども、実質的には生まれる子供が少ないというのは、この前ちょっと新聞紙上でも伝えられておるわけでございますが、そういう中に県も私たちもそうなのですが、自然動態というのをなかなか、特に出雲崎町亡くなる方とお生まれになる方のアンバランスがこれは余りにも大き過ぎる。問題は、社会動態がこれ問題なのです。やはりそういう中に一人でも二人でも大勢の皆さんから出雲崎においでいただくというのが必須条件になってくるわけでございますし、その点がこれからの大きな私は問題だと思うのです。

今県もいわゆる転出増加ということに対してどう歯どめをかけるかと、知事以下大変苦慮されておるわけでございますが、当町におきましてはお蔭様で19年度は、自然動態は先ほど申し上げました非常に大きなギャップはございますが、社会動態はお蔭様で9人ほどプラスになったのです。これはいろいろ要因があるのですが、しかしその中における県全体大きな組織なり、町もそうですが、働く人のいわゆる場所、企業ですね、そういうものがあればそこに定着すると。ただし、今田辺議員さんがおっしゃったように働くための条件は千差万別あるわけですが、企業は企業なりに。やっぱり経営ですので、雇用条件、賃金の問題からいろんな問題で差異が出てくるわけでございますが、その辺がやっぱり一流企業、あるいは若干下回る企業によっては変わってくるわけでございますので、そういう企業誘致に全力を挙げると。まず、県でもそうだと思うのですが、しかし県も今県営団地、企業誘致のための団地造成したのですが、物すごく売れないで困っているわけです。

そういう状況の中で、出雲崎も大変厳しい状況の中ではございますが、今ここで企業誘致といいましても、特にまた条件的な問題考えてみますと、なかなか難しい点もあろうかなと思っておりますが、ただだめだというのではないです。機会を見ながらできるだけの努力をしながら、私も県等に行きましても、あるいは東京事務所に行きましてもその辺のことは十分話をしておるわけです。そういうことの中で、チャンスがあればまたいろいろな意味でキャッチをして企業誘致に努力してまいりたいというふうに思っているわけでございますが、昨今の特にまた最近は大変今まで

景気も上向いてまいりましたが、この辺でちょっとサブプライム等々の問題で停滞、あるいは燃料の高騰等によりましてちょっと前途が悪くなってまいりましたので、この辺の問題もごございますが、いずれにいたしましてもまたその努力をしなければならぬと。それにはなかなか厳しい状況にあるかなと思っておりますが、いかにどうあろうとも前向きにひたむきに努力するということが第一義であり、重要なことでないかと思っておりますので、田辺議員さんのおっしゃるように全力を挙げてひとつ努力してまいりたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 前向きの答弁ありがとうございました。企業が出雲崎へ来てくれるかというのは、なかなか至難のわざだというふうに思っております。先ほど述べましたように企業を信じましょうよ、町長。

そういうことで、3番目に移りたいと思います。ごみ有料化の例で言いましたが、今町民に負担をいただくことが将来プラスになる、家計の助けになると町長は答弁されました。私は、どうもごみ有料化してプラス、助けになる、どうもこれ信じがたいのですが、どういうふうにプラスになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。今後の問題もそういうことも起き得るので、ひとつお聞きしたいと思っておりますけれども、お願いします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田辺議員さんの有料化につきましては、昨年6月とこの3月質問をいただいて答えておるところでございますが、そのときにお答えをしたとおり、私のごみの有料化の基本的なスタンスはご理解いただけるものと思っておりますし、私も今その説を変えるということはありません。3月の一般質問で、家計を考えて目先のことよりも先々のことを考えてということで、町も同じような考え方でやらなければならぬということを申し上げたわけでございますが、できるだけごみを少なくしてリサイクルをしてそれが皆さんのところに還元されて循環型社会という、循環型社会ということを盛んに言われておりますが、そういうこと、あるいは環境施策、あるいは地球温暖化防止、これが時代の流れでございますので、確かに焼却処分場といった施設も、有料化しないから全く無料だというようなことではなく、すべて税金で対処しているということでございます。

全国で有料化が進んでいますが、6月から新潟市がスタートすることは皆さんご承知ですが、今県内22市町村、県人口の約9割の地域で既に有料化を導入されているということは、もう田辺議員さんご承知です。私たちも4月からスタートしておりますが、皆さんのご協力によりましてお蔭様で余り特別な問題も出ておらないかなというふうに私は担当から聞いております。そのための町内懇談会で十分説明させてもらったわけでございますし、そして4、5月の2カ月を前年度と比較しますと、断定はできませんが、ごみは可燃物で20万3,910キログラムが13万5,450キログラムに減少していると。逆に、これは大きなところは資源ごみである古紙が2万2,680キロ、逆に2万8,870キロ増加したと、こういうことになっているのです。また、家庭ごみの有料化に当たりましては、経

済的支援等が必要な際には交付要綱によりましてごみの指定袋を無償で交付もいたしております。

ごみの有料化は、単なるごみの有料化でなくて、前段申し上げましたが、将来的に町民の皆さんに還元されるということでご理解をいただきながら、有料化を機会にごみを減らして循環型社会、あるいは環境施策を進めるこれは時代の要請ではないかなというふうに心得ながら、さらにこれを町民の皆さんから理解してもらいたいと思っておりますので、田辺議員さんからもぜひご理解いただきたいと思っています。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 同じような回答ですね。私聞いているのは、ごみ有料化してプラスになると、何がプラスになったのか。町民の助けになるといって何が助けになるのか、そこら具体的にちょっと聞かせていただきたいのです。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） その辺私も担当にちょっと聞いてみなければわからないのですが、例えばごみの有料化に基づいて標準世帯、あるいはまたその辺の家庭の人数等にかかわるのですが、1年間有料化のごみをどれだけ袋を買って出されるかというのは、ちょっと私も資料を求めておりませんのでわかりませんが、少なくとも私の推計で申し上げますと、この有料化なりを進めて、いわゆるごみの量を減らしていかないと、今の処理場ですね、焼却施設、あるいはいろんな施設があるのですが、これは物すごい金がかかるのです。そうしますと、そのものがごみの量によって分担金が各自治体にはね返ってきます。そうすると、そこから支出するお金は当然皆さんからいただいた税金でいろいろなものを出すのです。そうすると、割り返してみると五千四百有余の町民の皆さんがごみの袋を有料化して買っていただけるものより以上のお金をいただかなければならないのだということなのです。結論はそうなのです。それを私は申し上げているのです。

だから、1年間通してやってみますね。大体わかりますよね。ごみの袋どれだけ買って量がどれだけ減ったということになれば、もうそれだけで運営費なり物すごく町は関係してくる。そういうことですから、私はそれを言っているのです。そういうことをご理解いただきたい。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 町長、わかりました。地球温暖化、施設の維持にそれが役立つのだということだと思います。

早く言うと、ごみ減らせば有料化しなくたっていいわけでしょう。そこに着眼するのです、普通は。金取って有料化するのではなくて、いかにしてごみを出さないかで町民に訴えるのです。町民に訴えて、それで減量すればいいけれども、どうしても減量が進まない。物価も大体おさまってきたから、それで少し上げて大丈夫だということであれば、それは可能であります。しかし、今生活が大変な時期に新たに有料化して住民負担を負わす。ほかの場合もあります。あくまでも町が、最初に一般質問のときに言いました。ごみを減らすには町の姿勢が大事だと、町が減らすという立

場が町民に伝わるのだと、おのずとごみは減っていきます。すぐ急激には減らないかもしれないけれども、その苦勞は必要ではないかというふうに再三私は言っているわけであります。あえて有料化したわけですから、それについてはとやかく言いません。

とにかく今後の問題としてもあります。そういうことがないように、本当は上げてもらっては困るのですが、そういうふうにならないように皆さんに訴えてご協力をお願いしてもらい、町民から負担させないという方向で頑張っていたきたい。そういう町長、私の提案についてどうですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田辺議員さんにご理解かどうかわかりませんが、町も相当の長い時間をかけて町民各位の皆さんにまずごみを減らしていただきたいと、そのためにはごみの処理機を、大分あは高いわけですが、それに対して購入された方には町は相当のお金を出しているのです。そういう方々も大分あるのです。私は、今統計的にどれだけのお金を出したかということは、ちょっと何人の方にどれだけ出したかということはわかっていませんが、これは前々から言われていることなのです。そういう形に善意にできるだけごみを減らしたい、そうしたら町の要請にこたえてごみ処理機を買いましょう、それに対しては町もお金を出しました。しかし、私はとてもではないが、そんなの買わぬでいいからごみどんどん出しますよと、そういう意図でなくとも面倒だからというのかわかりませんが、そういう方もおられるのです。

だから、あなたが常に言われるようにすべてやっぱり住民を平等、公平の立場で考えていくと、正直者なりがばかを見ないということを行政は心がけていかなければならない、こういう観点なのです。これは前から言われた、私は。しかし、有料化の件ではなかなか私も住民の皆さんと協議をしなければというので、出雲崎はちょっと遅かったのではないかと思うのですが、皆さんのご理解いただいてやってきたのですから、そういう努力をして頑張っていたいただいた方もあるのだから、その点をご理解いただきたいなど。だから、ごみの有料化について町内随時回りましたが、田辺議員さんも出られたと思うのですが、有料化反対だというのはまずなかったですね。その辺を田辺さんはどう理解しておられますか。

いや、今度反論権も与えてもらわぬと。とにかくそういうこともございますから、ひとつご理解いただきたい。

○議長（中川正弘） 田辺さん、そろそろ時間ですので、まとめてください。

○4番（田辺雅巳） 長い時間ごみ減量に費やされたということだと思いますが、それでやむを得なくやったと。それは町民に転嫁してはならないのです、町民に転嫁。町独自に広報なりでしょっちゅうやるというのは防災と同じです。防災と同じ。犯罪を起こせば、それに危機感持ってみんなやっぱりそのように知らせているわけです。ただ罰則だけでは基本的にはうまくいかないという部分があるのです。やっぱり町民を信頼してほしい。だから、きちんとそのようにごみが多かったら、そのように毎月広報なりで知らせるなりしていけば、私は減量は可能だというふうに思っております。

す。

それで、処理機で町長も大変苦勞されてそういう発案されたのだと思いますが、基本的にはやっぱり町民の方々に知らせていく、そのことが大事だというふうに思っております。

それと、ばかを見ない、確かに言われます。みんなやっぱりそう思っているのです。年金問題だって、あんなばかみたいなことでやって頭にきているのです。それをあえてまた町民に転嫁することではいけない。町民はやっぱりさっき言ったように信頼する。ばかみたいなことはできる限り避けて、町民の理解を得るということを極力頑張っていたきたい。今後のこともありますので、ひとつ注意を喚起して、私の発言を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（中川正弘） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時21分）

第 3 号

(6 月 13 日)

平成20年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成20年6月13日(金曜日)午前9時30分開議

- 第1 議案第46号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第47号 ふるさと出雲崎応援寄附条例制定について
- 第3 議案第48号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第50号 柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第5 請願第5号 へき地級地見直しに関する請願書について
- 第6 請願第6号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について
- 第7 議案第49号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第51号 柏崎地域土地開発公社定款の一部改正について
- 第9 議案第52号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について
- 第10 議案第53号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第54号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第55号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第56号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第14 議案第57号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 第15 発議第4号 へき地級地見直しに関する意見書について
- 第16 発議第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について
- 第17 議員派遣の件
- 第18 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力をお願いします。

◎議案第46号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第47号 ふるさと出雲崎応援寄附条例制定について

議案第48号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第50号 柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について

請願第5号 へき地級地見直しに関する請願書について

請願第6号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について

○議長（中川正弘） 日程第1、議案第46号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第47号 ふるさと出雲崎応援寄附条例制定について、日程第3、議案第48号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第50号 柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について、日程第5、請願第5号 へき地級地見直しに関する請願書について、日程第6、請願第6号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について、以上議案4件、請願2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案4件、請願2件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果については総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） 去る6月9日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案4件、請願2件を審査するため、6月10日午後1時30分より議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の経過について報告いたします。

議案第46号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号 ふるさと出雲崎応援寄附条例制定について、議案第48号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について及び議案第50号 柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について、以上議案4件は、慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、請願第5号 へき地級地見直しに関する請願書について及び請願第6号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について、以上請願2件は、慎重審査の結果、全員異議なく採択するものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第46号を採決します。

議案第46号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号を採決します。

議案第47号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号を採決します。

議案第48号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号を採決します。

議案第50号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号を採決します。

請願第5号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第6号を採決します。

請願第6号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第49号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第51号 柏崎地域土地開発公社定款の一部改正について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第49号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第51号 柏崎地域土地開発公社定款の一部改正について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 社会産業常任委員長報告をいたします。

去る6月9日の本会議において、本委員会に付託された議案2件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告します。

審査は、6月10日午前9時30分議員控室にて、説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いま

した。

議案第49号については、質疑、意見としては、毎年課税率の数字は変更されるものなのか。

課税あん分率については、前年度所得の確定に伴い、毎年7月の本算定において保険料が決まるため、毎年6月議会で率を決定している。

全体的に見て保険料はどのようになるのか。

従来の4方式から資産割を除いた3方式に変更した。また、後期高齢者医療制度により、75歳以上の方が国保から抜けたことにより、被保険者数、賦課総額ともに減少し、新たに後期高齢者支援金が課税されること等により試算すると、1人当たりの平均課税額は上昇が見込まれるが、これは制度改正によるところが大きい。町としては、必要以上に保険料が上がらないように緩和措置を講じた中で対応等している。

以前から基金の活用により保険料の上昇抑制を図っていると思うが、今後もそのような中での対応を願うとの意見がありました。

採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第51号については、質疑、意見、反対討論などはなし。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で社会産業常任委員長報告を終わります。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第49号を採決します。

議案第49号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号を採決します。

議案第51号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- ◎議案第52号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第53号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第54号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第55号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第56号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第52号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について、日程第10、議案第53号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第11、議案第54号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第12、議案第55号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第13、議案第56号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案5件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案5件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中政孝議員。

○予算審査特別委員長（田中政孝） 去る6月9日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案5件を審査するため、6月11日午前11時30分より本会議場において委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の経過について報告いたします。

議案第52号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）については、歳出について、6款1項5目8節の報償費について、換地業務委員についての質疑がありました。19節負担金及び交付金につきましては、農地・水・環境保全向上対策補助金追加につきましても質疑がありました。

7款1項3目12節役務費の広告料につきましても質疑がありました。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町良寛記念館管理施設警備保障費補助金追加と汐風ドリー夢カーニバル実行委員会負担金につきましても質疑がありました。

また、歳入につきましては、18款1項4目ふるさと納税寄附金につきましても質疑もありませんでしたが、慎重

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第53号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、1款2項1目13節委託料についての質疑がありました。

また、議案第54号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、2款1項1目12節の役務費について質疑もありました。

議案第55号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については、5款1項1目15節工事請負費についての質疑がありました。

議案第56号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

以上4議案につきまして慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算審査特別委員長の報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号から議案第56号まで議案4件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号から議案第56号まで議案4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第53号から議案第56号まで議案4件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第57号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）に
ついて

○議長（中川正弘） 日程第14、議案第57号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 議案第57号につきましてご説明申し上げます。

老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療制度の施行に伴い、本年3月をもって老人保健法による医療給付は終了することから、平成20年度予算は3月診療分及び2月以前の月遅れ請求による医療給付費を計上することになっております。当初予算におきましては、例年同期の医療給付費の実績から7,000万円を計上したところですが、このたび6月9日の審査支払機関からの請求分におきまして支払額に不足が生じました。さらに、今後も月おくれ請求による医療費の支払いが見込まれますので、このたび医療給付費の追加をお願いいたしたいものでございます。

歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算総額を8,630万円とする補正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 老人医療費の財源内訳につきまして若干説明をさせていただきます。

補正予算書の194ページ、195ページの歳入をご覧くださいませでしょうか。老人医療費につきましては、患者の一部負担を除いた医療費が老人保健特別会計から支払うこととなります。このたびの追加で1,000万円をお願いするところでございますが、その財源といたしましては、12分の6、その半分につきましては各保険者から拠出されております拠出金用基金としております社会保険診療報酬支払基金のほうから500万円が交付されることになっております。残りの12分の6が公費負担となりまして、国において12分の4、県と町がそれぞれ12分の1ずつの負担という財源内訳になっております。町負担分の83万4,000円につきましては、前年度繰越金を充当したいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号 へき地級地見直しに関する意見書について

○議長（中川正弘） 日程第15、発議第4号 へき地級地見直しに関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） ただいま議題となりました発議第4号について提案理由の説明をいたします。

へき地をめぐる教育環境は、人口減少や情報及び文化的諸施設等の大都市集中化の中でますます厳しいものになっています。

へき地級地見直しにあたっては、へき地の実状を考慮し、へき地教育の振興と教育の機会均等を保障する見直しが行われることを要望したいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいと思うものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第16、発議第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） ただいま議題となりました発議5号について提案理由の説明をいたします。

学級規模を30人以下に縮小し、きめ細やかな教育が可能な教員配置が必要であり、また国庫負担制度においては地方への多大な負担を課することなく、義務教育の基盤をつくっていくことは国の責務であると思われまます。

また、こうした教育事情を考慮され豊かで行き届いた教育を実現するため、法改正及び財源措置を講ぜられるよう要望したいと思ひます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思ひます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたひます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めまます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 討論なしと認めまます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決まます。

この採決は起立によって行ひます。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[起立全員]

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（中川正弘） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中川正弘） 日程第18、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第4回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時53分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

署名議員 小 林 泰 三

署名議員 田 中 政 孝